

TAC通関士講座 短期合格講座体験用テキスト

【ご案内】

この「体験教材」は、「短期集中講義 第1回」の講義で使用するテキストのコピーになります。

※当教材掲載の内容は、2013年合格目標コースのもので、

※実際のテキストはB5版になります。

本書は、短期間での通関士試験合格を果たすためのものです。無駄を省き、試験対策上重要な分野をしっかりと学習できるように構成されています。それぞれの学習進度に合わせて、有効に活用してください。

① これから学習を始める方

知識ゼロの状態から始めても、十分に理解できるように、理解しやすい解説を行っています。はじめは本文をひと通り読んで、内容を理解してください。あまり細部にはこだわらず、図表で各制度のイメージをつかむようにしてください。側注の「着眼点」も各項目を理解するために役に立ちます。

② 学習経験のある方

すでにある程度の知識をお持ちの方は、知識の定着度を確かめながら進んでください。特に、「理解はしているが覚えきれていない」ということがあります。ちなみで、気をつけましょう。基本知識が大丈夫なら、側注の「発展」もしっかりと読み込んで、知識を拡充してください。

各章末には、「復習テスト」を設けてあり、重要知識の確認ができるようになっています。

また、弊社刊行「通関士 過去問スピードマスター」を併用していただくと、より効果的に学習を進めることができます。側注の「過去問」にリンクを示してありますので、うまく活用してください。

最後になりますが、本書を手にした皆さんが通関士試験に合格されることを祈念しております。

本書の利用法

第2章

輸入通関

出題傾向

項目	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124
輸入通関手続の概要	○	○	○	○	○	○	○	○
輸入貨物の申告	○	○	○	○	○	○	○	○
輸入の許可前に行う貨物の引取	○	○	○	○	○	○	○	○
手続書類	○	○	○	○	○	○	○	○
通関輸入申告制度	○	○	○	○	○	○	○	○



本章のポイント

外国から本邦に到着した貨物は、いきなり本邦に引き取り、流通経路に乗せることはできない。通常の輸入通関手続を経由する必要がある。

ここでは、輸入通関手続について学習する。関税法で最も多く出題される分野の一つである。複数選択式、択一式では、次章の輸入通関と合わせて7～8問、択一式においても出題の可能性は高い。

税関が広く、細かい知識も多いが、まず原則的な手続のイメージをつかんだ上で、関連付けて覚えていくのがよい。また、簡易申告制度については、あまり細部にこだわらず、通常の輸入通関手続との相違点を理解しつつ学習を進めることが大切である。

出題内容

過去8年分の出題実績を示しています。重要項目が一目でわかります。

本章のポイント

各章ごとの重要点と学習の進め方を示しています。本文を読み進める前に、概要をつかんでください。

第9章 関税の納付と徴収

もってする歳入納付に関する法律1条1項)。

また、郵便物の関税を納付しようとする者は、税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを郵便事業株式会社へ交付し、その納付を委託することができる(77条の2第1項)。

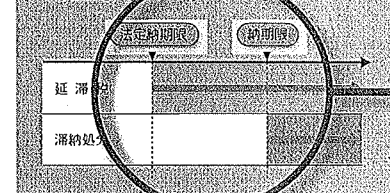
2 納期限と法定納期限

1 原則

納税申告をした者は、その申告に係る書面又は更正通知書に記載された納付すべき税額に相当する関税を、貨物を輸入する日までに納付しなければならない(関税法7条1項)。「輸入する日」とは、通常は輸入の許可の日をいう。すなわち、輸入の納期限は、原則として輸入の許可の日である。納期限を経過した場合には、滞納処分¹⁾の対象となる。

関税法では、納期限とは別に、延滞税の計算を行う際の起算日として、法定納期限を定めている。法定納期限も、原則として輸入する日(輸入の許可の日)をいう。

〔納期限と法定納期限の違い〕



2 例外

納期限、法定納期限については、次のように定められている(9条2項、12条8項)。

1) 滞納処分
貨物の没収等の手続により、実質的に処分を強制徴収する処分をいう(関税法12条4項)。

2) 納期限
所定の日(関税法の定め)が異なる場合には、必ず法定納期限が先に到る。

重要度

- ★★★…必ず押さえておくべき項目
- ★★…できるだけ押さえておきたい項目
- ★…後回しにしてもかまわない項目

本文

- 赤ゴシック…出題のポイントとなる重要語句
- 黒ゴシック…各項目を理解するために必要な語句

図表

- イメージをつかみやすくするため、また効率よく知識をまとめるために、各所に図表を入れています。

本書の利用法

過去問

重要過去問を掲載しています。「類題」として関連する「過去問スピードマスター」のテーマを示しているのので、併せて活用してください。

語句

重要語句や意味が難解な語句を掲載しています。

発展

関連知識を示しています。やや発展的なものもあるので、学習進度に応じて活用してください。

着眼点

本文をよりよく理解するための考え方等を示しています。効率的な学習のために活かしてください。

側注

関税法のことに連番をふってあります。

過去問

コンテナに等するが実効的運用を要して免税輸入するコンテナは、積卸コンテナに等するものと見なすことができる(第1項)。

また、積卸コンテナに等するものと見なすことができる(第1項)。

また、積卸コンテナに等するものと見なすことができる(第1項)。

また、積卸コンテナに等するものと見なすことができる(第1項)。

また、積卸コンテナに等するものと見なすことができる(第1項)。

また、積卸コンテナに等するものと見なすことができる(第1項)。

また、積卸コンテナに等するものと見なすことができる(第1項)。

また、積卸コンテナに等するものと見なすことができる(第1項)。

また、積卸コンテナに等するものと見なすことができる(第1項)。

また、積卸コンテナに等するものと見なすことができる(第1項)。

また、積卸コンテナに等するものと見なすことができる(第1項)。

また、積卸コンテナに等するものと見なすことができる(第1項)。

また、積卸コンテナに等するものと見なすことができる(第1項)。

また、積卸コンテナに等するものと見なすことができる(第1項)。

また、積卸コンテナに等するものと見なすことができる(第1項)。

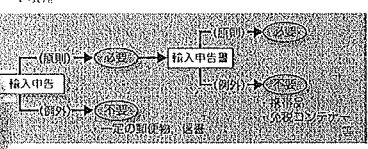
また、積卸コンテナに等するものと見なすことができる(第1項)。

また、積卸コンテナに等するものと見なすことができる(第1項)。

また、積卸コンテナに等するものと見なすことができる(第1項)。

とみなすことができる(コンテナ特例法施行令2条)。

① 通関手帳(ATAカルネ)により輸入する貨物
物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATA条約)に規定する通関手帳を使用して一定の物品を輸入する場合には、通関手帳を税関に提出することにより、輸入申告をすることができる(ATA条約特例法3条1項)。



輸入申告の内容

輸入申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない(施行令59条1項)。

【輸入申告書の記載事項】

- ① 貨物の記号、番号、品名、数量及び価格*
- ② 貨物の原産地及び積出地並びに仕出人の住所又は居所及び氏名又は名称
- ③ 貨物を積んでいた船舶又は航空機の名称又は登録記号
- ④ 貨物の積置場所
- ⑤ その他参考となるべき事項

貨物の数量は、財務大臣が貨物の種類ごとに定める単位*に正味の数量を申告する(59条の2第1項)。「正味」とは、「中身のこと。例えば重量ならば、原則として、包装や容器も含んだ総重量(G/W, Gross Weight)」ではなく、中身のみの重量である「正味重量(N/W, Net Weight)」の方を申告する。

貨物の価格は、課税価格に相当する価格を申告する(59条

スピードテキスト-過去問スピードマスター対応表

	スピードテキスト	過去問スピードマスター
関税法	第1編	第2章
関税定率法等	第2編	第3章
通関業法	第3編	第1章
通関実務	第4編	第3章

5 復習テスト

- 1 保税運送の承認が必要ない(第1項)
- 2 保税運送の手続(①から③に適切な語句を挿入)
税関長は、保税運送の承認をする場合において、相当と認められる運送(①)を指定しなければならない。また、税関長は、保税運送の承認をする場合において、相当と認めるときは、税関職員に、該運送に係る貨物(②)を指定し、また、関税額に相当する(③)を提出させることができる。
- 3 特定保税運送制度(①から③に適切な語句を挿入)
特定保税運送者は、特定保税運送に際しては、(①)を税関に提示し、その承認を受けなければならない。また、特定保税運送に係る外国貨物が運送先到着したときは、(①)を遅滞なく(②)の税関に提示し、その承認を受けた後に当該(②)を当該(①)の税関の承認をした税関に提出しなければならない。
特定保税運送に係る外国貨物が発送の日の翌日から起算して(③)以内に運送先に到着しないときは、特定保税運送者から直ちにその関税を徴収する。

【解答】

- 1 ① 郵便物
② 特定輸出貨物
③ 本邦に到着した外国貿易船等に積み込まれた外国貨物で、引続き当該外国貿易船等により、又は他の外国貿易船等に積み込まれて運送されるもの
- ① 輸出の許可を受けて外国貿易船等に積み込まれた外国貨物で、当該外国貿易船等により、又は他の外国貿易船等に積み込まれて運送されるもの
- 2 ① 期間 ② 検査 ③ 担保
- 3 ① 運送目録 ② 到着地 ③ 7日

復習テスト

各章ごとに、最も基本的で重要な項目を確認できるようになっています。
通関士試験で大きな配点を占める「語群選択式」の問題に対処するため、穴埋め形式を中心に掲載しています。すっと言葉が出てくるかどうか、確かめながら進んでください。

目次

第1編 関税法

第1章	関税法の目的と定義	3
1	関税法の目的	4
2	用語の定義	4
第2章	輸入通関	11
1	輸入通関制度の全体構造	12
2	輸入申告	12
3	添付書類	17
4	輸入貨物の審査と輸入の許可	20
5	輸入の許可前における貨物の引取り	23
6	予備審査制	25
7	特例輸入申告制度	27
第3章	輸出通関その他	37
1	輸出通関制度の全体構造	38
2	輸出申告	38
3	添付書類	40
4	積戻し	40
5	輸出申告の特例	41
6	郵便物の輸出入通関手続	49
第4章	輸出又は輸入してはならない貨物	55
1	輸出してはならない貨物	56
2	輸入してはならない貨物	61
第5章	保税地域	69
1	保税地域総論	70
2	保税地域各論	71
3	保税蔵置所等の許可の特例	81
4	保税地域等における貨物の取締り	83
5	貨物の収容	85
第6章	外国貨物等の運送	91
1	保税運送等	92
2	保税運送の特例（特定保税運送制度）	95

第7章	課税物件の確定の時期、適用法令、納税義務者	99
1	原則	100
2	例外	101
第8章	関税額の確定方式、関税額の訂正	113
1	関税額の確定方式	114
2	関税額の訂正	117
第9章	関税の納付と徴収	125
1	関税の納付	126
2	納期限と法定納期限	127
3	担保	129
4	還付及び充当、期間制限	131
第10章	付帯税	135
1	延滞税	136
2	加算税	138
第11章	不服申立て	143
1	不服申立て制度の流れ	144
2	関税等不服審査会への諮問等	145

第2編 関税定率法等

第1章	課税価格の決定	149
1	課税価格とは	150
2	原則的決定方法	150
3	原則的決定方法を適用できない場合	161
4	例外的決定方法	165
5	課税価格の決定の特例	170
第2章	特殊関税、関税割当制度	177
1	総論	178
2	特殊関税	178
3	関税割当制度	184
第3章	減免税、戻し税	189
1	再輸出に係る減免、戻し税	190
2	再輸入に係る減免、戻し税	197
3	その他の減免、戻し税	203

目次

第4章	特恵関税制度	221
1	特恵関税制度の考え方	222
2	対象国、地域	222
3	対象品目、税率	223
4	適用停止	226
5	原産地	226
6	本邦への運送の要件	230
第5章	電子情報処理組織による輸出入等関連業務の 処理等に関する法律（NACCS 法）	235
1	趣旨及び定義	236
2	電子情報処理組織による税関手続	237
3	通関士の審査	240
第6章	ATA 特例法・コンテナ特例法	243
1	ATA 特例法	244
2	コンテナ特例法	246
第7章	外国為替及び外国貿易法	251
1	外為法の全体構造	252
2	輸出許可制度	252
3	輸出承認制度	255
4	輸入承認制度	260

第3編 通関業法

第1章	通関業法の目的と定義	271
1	通関業法の目的	272
2	定義	272
第2章	通関業の許可	277
1	通関業の許可制	278
2	許可申請手続	279
3	許可の基準と欠格事由	280
4	通関業者の許可の消滅・取消し	282
5	変更等の届出	285
6	営業区域の制限・営業所の新設	287

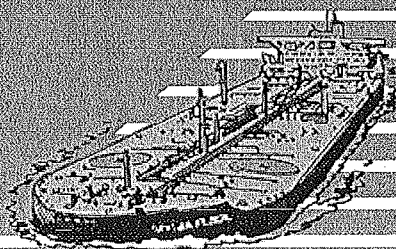
第3章	通関業者等の義務	293
1	義務、禁止行為とその対象	294
2	義務、禁止行為の内容	294
第4章	通関業者の権利	303
1	更正に関する意見の聴取	304
2	検査の通知	304
第5章	通関士	307
1	通関士試験	308
2	通関士の確認	308
第6章	監督処分、懲戒処分	313
1	通関業者に対する監督処分	314
2	通関士に対する懲戒処分	314
3	監督、懲戒処分に関連する手続	315
第7章	罰則	317
第8章	認定通関業者	323
1	認定通関業者制度とは	324
2	認定通関業者の認定	324

第4編 通関実務

第1章	関税率表解釈通則	331
1	関税率表	332
2	関税率表の解釈に関する通則	333
第2章	輸出申告書	345
第3章	税率の選択	365
1	税率の選択	366
2	簡易税率	367
第4章	輸入申告書	373
第5章	税額の計算	391
1	関税額の計算	392
2	内国消費税等の計算	396
第6章	関税率表上の所屬	401
1	各類の概要と代表的な貨物	402
2	所屬決定要件	405

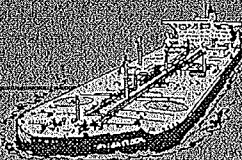
第1編

関税法



第1章

関税法の目的と定義



出題傾向

項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
関税法の目的								
用語の定義	○	○	○	○	○	○	○	○



本章のポイント

本章では、関税法上の重要な用語の定義を学習する。今後の学習内容の基礎となるものであるから、しっかりと理解してほしい。特に、「外国貨物」の定義を押さえることが重要である。

また、例年必ず出題されている分野であり、語群選択式での出題も十分にありうるので、正確な表現で覚えておく必要がある。

1 関税法の目的

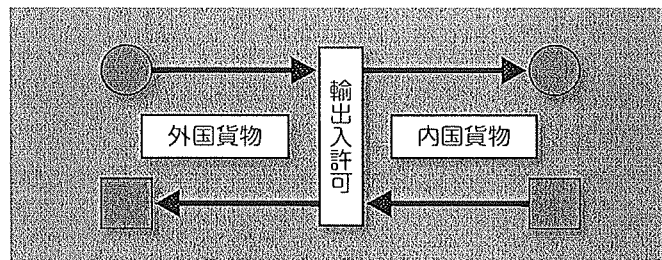


関税法は、関税の確定、納付、徴収及び還付並びに貨物の輸出入についての税関手続の適正な処理を図るため必要な事項を定めている（関税法1条）。すなわち、関税についての税法としての側面と、輸出入貨物についての通関法としての側面を有しているということである。

2 用語の定義



■ 外国貨物・内国貨物



関税法においては、貨物を外国貨物と内国貨物とに分けて規定している（2条1項3号、4号）*1。

外国貨物とは、次のものをいう。

- ① 輸出の許可を受けた貨物*2
 - ② 外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む）で輸入が許可される前のもの
- 内国貨物とは、次のものをいう。

- ① 本邦にある貨物で外国貨物でないもの
- ② 本邦の船舶により公海で採捕された水産物

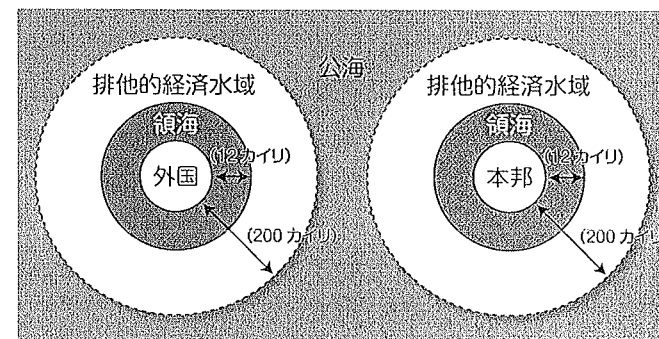
*1 着眼点

外国貨物の定義を覚えることが重要。外国貨物でないものが内国貨物と思えばよい。両者を区別するポイントは、「輸出入の許可を受けたか否か」である。貨物が置かれている場所は関係がないことに注意。

*2 過去問

輸出の許可を受けた貨物で外国貿易船又は外国貿易機に積み込まれる前のものは、関税法上の内国貨物である。（H21）
× 輸出の許可を受けた貨物は、外国貨物である。（類題→テーマ1）

水産物については、図を参考に、次のように理解しておく。



- ① 本邦の領海で採捕→内国貨物
- ② 外国の領海で採捕→外国貨物
- ③ 公海（又は排他的経済水域*3の海域）で採捕
 - イ 本邦の船舶により採捕→内国貨物
 - ロ 外国の船舶により採捕→外国貨物

■ 輸入・輸出・積戻し

輸入とは、外国貨物を本邦に（保税地域*4を経由するものについては、保税地域を経て本邦に）引き取ること（2条1項1号）。外国貨物については、原則として保税地域以外の場所に置くことはできないことになっており、関税法上様々な規制がされている。「本邦に引き取る」とは、この規制から解放されて内国貨物となることを意味している。

輸出とは、内国貨物を外国に向けて送り出すこと（2条1項2号）。

積戻しとは、外国貨物を外国に向けて送り出すこと（75条）。

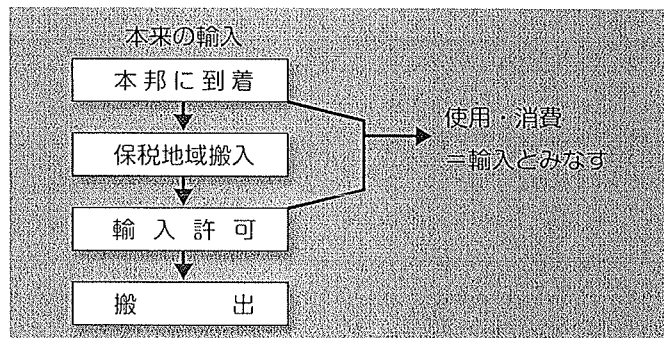
*3 着眼点

関税法上、本邦または外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物は、公海で採捕されたものとして扱われる。すなわち、「排他的経済水域＝公海の一部」と考えればよい。

*4 語句

保税地域
輸出入貨物の通関手続を行うための一定の施設。指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場、総合保税地域の5つがある。詳しくは第5章で学習する。

③ みなし輸入



外国から本邦に到着し、保税地域に搬入したワインを、輸入の許可を受ける前に飲んでしまった場合、保税地域からの引き取りがないため、本来の「輸入」には該当しないことになってしまう。しかし、このような行為は「輸入」と同視して、関税を徴収すべきである。そこで、外国貨物が輸入される前に本邦において使用され、又は消費される場合には、その使用し、又は消費する者がその使用又は消費の時に当該貨物を輸入するものとみなすこととした（2条3項）^{*5}。

ただし、本邦での使用、消費行為のすべてを輸入とみなし、関税を徴収することは妥当ではないため、次の場合においては、例外として輸入とはみなさないこととなっている（2条3項、関税法施行令1条の2）^{*6}。

- ① 保税地域において関税法により認められたところに従って外国貨物が使用され、又は消費される場合

保税蔵置場において、税関長の許可を受けて外国貨物について簡単な加工を行う場合等が挙げられる。

- ② 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機に積まれている外国貨物である船用品又は機用品を当該船舶又は航空機において本来の用途に従って使用し、又は消費する場合
外国貿易船において外国貨物である燃料油を消費する場合等が挙げられる。

*5 過去問

保税展示場において観覧者が外国貨物である酒類を試飲する行為は、関税法上の輸入とみなされる。（H21）
○（類題→テーマ1）

*6 過去問

旅客が、その携帯品である外国貨物を輸入する前に、本邦においてその個人的な用途に供するため消費する行為は、関税法上の輸入とみなされる。（H19）
×「みなし輸入」の例外に該当し、輸入とはみなされない。（類題→テーマ1）

- ③ 旅客又は乗組員がその携帯品である外国貨物をその個人的な用途に供するため使用し、又は消費する場合

海外旅行の土産である酒、たばこについて、旅客が個人的に消費する場合等が挙げられる。

- ④ 関税法の規定により税関職員が採取した外国貨物の見本を当該貨物の検査のため使用し、若しくは消費する場合又はその他の法律の規定により権限のある公務員が収去した外国貨物をその権限に基づいて使用し、若しくは消費する場合

食品衛生法上の検査のため、権限のある公務員が外国貨物を収去する場合等が挙げられる。

④ みなし内国貨物

外国貨物は、通常の場合、輸入の許可を受けた時に輸入されたことになり、以後内国貨物として扱われる。しかし、手続として輸入の許可を経由しないで適法に本邦に引き取られる貨物については、外国貨物として関税法の拘束を与えておくのは適当ではない。そこで、一定の時点で輸入の許可を受けたものとし、内国貨物とみなすこととしている（関税法74条、関税法施行令64条の2）。いくつかの場合があるが、重要なものは次の4つである^{*7}。

- ① 日本郵便株式会社から交付された郵便物若しくは信書便物^{*8}の送達を行う者から交付された信書
② 許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物について関税が徴収されたもの
③ 公売に付され、若しくは随意契約により売却されて買受人が買い受けたもの
④ 保税工場、保税展示場、総合保税地域外における使用又は作業の許可を受けた貨物で、指定された期間を経過して関税が徴収されたもの

*7 発展

輸入許可前引取承認を受けた貨物についても、一定の場合を除き、内国貨物とみなされる。手続の詳細については、第2章で学習する。

*8 語句

信書便物
民間の宅配事業者が取り扱う信書（手紙、証明書、許可書、請求書等）。民間事業者による信書の送達に関する法律3条（郵便法の適用除外）に掲げる場合に該当して信書便物の送達を行う者から交付される信書については、輸出入通関に關して郵便物同様の取扱いがされている。

⑤ その他の用語の定義

これまでに見てきたもののほかに、関税法で規定されている用語の定義として押えておくべきものは、以下のものである(関税法2条1項)。

附帯税	関税のうち延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税
外国貿易船	外国貿易のため本邦と外国の間を往来する船舶
外国貿易機	外国貿易のため本邦と外国の間を往来する航空機
沿海通航船	本邦と外国の間を往来する船舶以外の船舶
国内航空機	本邦と外国の間を往来する航空機以外の航空機
船用品	燃料、飲食物その他の消耗品及び帆布、綱、じょうろその他これらに類する貨物で、船舶において使用するもの
機用品	航空機において使用する貨物で、船用品に準ずるもの
開港	貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易船の入港及び出港その他の事情を勘案して政令で定める港
税関空港	貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易機の入港及び出港その他の事情を勘案して政令で定める港
不開港 ^{*9}	港、空港その他これらに代わり使用される場所で、開港及び税関空港以外のもの

*9

発展

不開港では原則として、外国貿易船の自由な入港が認められていないため、入港には事前に税関長の許可が必要である(20条1項)。



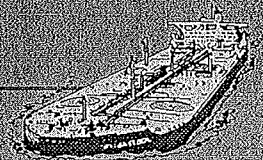
復習テスト

- 1 関税法の目的 (①から④に適切な語句を挿入)
関税法は、(①) の確定、(②)、徴収及び還付並びに (③) についての税関手続の (④) な処理を図るため必要な事項を定めるものとする。
- 2① 外国貨物とは？
② 内国貨物とは？
③ 輸入とは？
④ 輸出とは？
⑤ 積戻しとは？
- 3 公海において採捕された水産物のうち、
① 本邦の船舶により採捕されたものは () 貨物
② 外国の船舶により採捕されたものは () 貨物
- 4 「みなし輸入」の例外4つ
- 5 日本郵便株式会社から () された郵便物は、関税法の適用については、輸入を許可された貨物とみなす。

【解答】

- 1 ① 関税 ② 納付 ③ 貨物の輸出入 ④ 適正
- 2 ① 輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。）で輸入が許可される前のもの
 ② 本邦にある貨物で外国貨物でないもの及び本邦の船舶により公海で採捕された水産物
 ③ 外国貨物を本邦に（保税地域を経由するものについては、保税地域を経て本邦に）引き取ること
 ④ 内国貨物を外国に向けて送り出すこと
 ⑤ 外国貨物を外国に向けて送り出すこと
- 3 ① 内国 ② 外国
- 4 ① 保税地域において関税法により認められたところに従って外国貨物が使用され、又は消費される場合
 ② 本邦と外国との間を往来する船舶または航空機に積まれている外国貨物である船用品又は機用品を当該船舶または航空機において本来の用途に従って使用し、又は消費する場合
 ③ 旅客又は乗組員がその携帯品である外国貨物をその個人的な用途に供するため使用し、又は消費する場合
 ④ 関税法の規定により税関職員が採取した外国貨物の見本を当該貨物の検査のため使用し、若しくは消費する場合またはその他の法律の規定により権限のある公務員が収去した外国貨物をその権限に基づいて使用し、若しくは消費する場合
- 5 交付

第2章 輸入通関



出題傾向

項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
輸入通関制度の全体構造								
輸入申告	○	○	○	○	○	○	○	○
添付書類	○	○	○	○	○	○	○	○
輸入貨物の審査と輸入の許可	○	○	○	○	○	○	○	○
輸入の許可前における貨物の引取り	○	○	○		○	○	○	○
予備審査制								
特例輸入申告制度	○	○	○	○	○	○	○	○



本章のポイント

外国から本邦に到着した貨物は、いきなり本邦に引き取り、流通経路に乗せることはできない。一連の輸入通関手続を経由する必要がある。

ここでは、輸入通関手続について学習する。関税法では最も多く出題される分野の一つである。複数選択式、択一式では、次章の輸出通関と合わせて7～8問、語群選択式においても出題の可能性は高い。

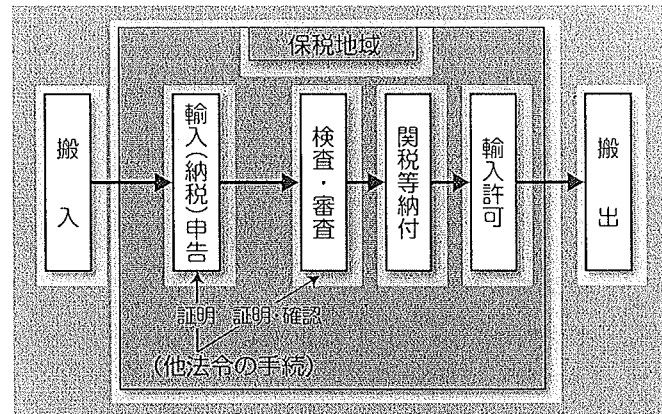
範囲が広く、細かい知識も多いが、まず原則的な手続の流れをつかんだ上で、関連付けて押えていくのがよい。また、特例輸入申告制度については、あまり細部にこだわらず、通常の輸入通関手続との相違点を理解しつつ学習を進めることが大切である。

1 輸入通関制度の全体構造



外国から本邦に到着した貨物は、いきなり本邦に引き取り、流通経路に乗せることはできない。一連の輸入通関手続を経由する必要がある。

原則的な輸入通関制度である輸入（納税）申告方式^{*1}の流れは以下になる。まず外国貨物を保税地域に搬入した上で、税関長に対し、輸入申告及び関税等の納付に関する申告（納税申告）を行う。これに対し、税関長は検査その他の審査を行い、問題がなければ、輸入者は関税や国内消費税を納付して輸入の許可を受ける。ここで初めて、貨物を保税地域から引き取り、国内の流通経路に乗せることができるようになる^{*2}。



2 輸入申告



■ 輸入申告の要否

貨物を輸入しようとする者は、当該貨物の品名並びに課税標準^{*}となるべき数量及び価格その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受ける必要がある（関税法67条）。ただし、郵便物^{*1}や郵便物に該当しない信

書については、独自の手続により輸出入が行われるため、輸入申告及び許可は不要となっている（76条、78条の2）^{*2}。

※ 課税標準

関税を計算する際の基準となるものをいう。以下の例においては、2,000 L、1,000,000円がそれぞれ課税標準となる。

例1 従量税（数量を課税標準とする関税）

$$2,000 \text{ L} \times 100 \text{ 円/L} = 200,000 \text{ 円}$$

例2 従価税（価格を課税標準とする関税）

$$1,000,000 \text{ 円} \times 30\% = 300,000 \text{ 円}$$

2 輸入（納税）申告書の提出

輸入申告の方法は、原則として、一定の事項を記載した輸入申告書を税関に提出して、しなければならない（関税法施行令59条1項）。この際に納税申告も併せて行うため、輸入（納税）申告書という標題がつけられている。

輸入申告書は、輸入しようとする貨物が蔵置されている保税地域の所在地を所轄する税関官署の長に提出する（関税法67条、107条、施行令59条1項、92条1項）。ただし、ワシントン条約^{*3}に規定する貨物については、税関長の輸入の許可の権限が、財務大臣が指定する税関官署の長を除き、委任されていない（関税法107条、施行令92条3項）。したがって、当該貨物については、財務大臣が指定する税関官署の長に対して提出しなければならない。

輸入申告書の提出を要しない場合として、次のようなものがある。

① 旅客又は乗組員の携帯品

貨物が旅客又は乗組員の携帯品であるときは、口頭で輸入申告をすることができる（施行令58条、59条1項）。

② コンテナ条約の適用を受けて輸入するコンテナ^{*4}

コンテナに関する通関条約の規定により、関税の免除を受けて輸入するコンテナについて、積卸コンテナ一覽表を税関長に提出した場合には、輸入申告があったもの

*1 発展

あらかじめ税関長の承認を受けた輸入者等（特例輸入者及び特例委託輸入者）が輸入を行う場合には、最初に輸入申告のみを行い、輸入の許可を受けた貨物について、特例申告書により納税申告を行うことができる。納税関係の手続を後回しにして、輸入の許可までの時間を短縮するメリットがある。これを特例輸入申告制度といい、この場合の輸入貨物を特例申告貨物という（7参照）。

*2 発展

この他、関税関係法令以外の法令（他法令）で輸入規制が行われている貨物については、事前に必要な許可や承認等を受けておき、輸入申告等の際に税関に証明等を行う必要がある（4参照）。

*1 発展

価格（輸入の場合、課税標準となるべき価格）が20万円を超える郵便物については、寄贈物品等を除き、輸入申告及び許可が必要である。

*2 過去問

外国から本邦に到着した貨物であって本邦にある外国の大使館に属する公用品として本邦に引き取られるものは、関税法第67条の規定に基づく輸入申告を必要としない。(H21) × 原則通り輸入申告を必要とする。(類題→テーマ2)

*3 語句

ワシントン条約
正式名称は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」。野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、採取、捕獲を抑制してその保護を図るための条約である。

*4 語句

コンテナ
リフトパン、可搬タンク等の輸送機器で一定の条件を満たすものをいう。反復使用に適するほど堅牢であることや、1m³以上の内容積を有すること等が要件とされている。

*5 過去問

コンテナに関する通関条約の適用を受けて免税輸入するコンテナ修理用部分品の輸入申告は、積卸コンテナ一覧表により行うことができる。(H16) × 当該部分品の品名及び数量等を記載した書面を税関長に提出しなければならない。(類題→テーマ2)

*6 語句

ATA 条約
特定の物品の一時免税輸入について、通関手帳により簡易な手続によって行うことができることを定めた条約である。「ATA」は「一時輸入」を、「カルネ」は手帳を意味する言葉である。

*7 発展

特例輸入者の特例申告貨物にあっては、貨物の品名、数量及び価格を記載する(施行令59条1項1号)。

*8 着眼点

税関長ではなく財務大臣が貨物の種類ごとに定める単位によることに注意。

とみなすことができる(コンテナ特例法施行令2条)*5。

③ 通関手帳(ATA カルネ)により輸入する貨物

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATA 条約*6)に規定する通関手帳を使用して一定の物品を輸入する場合には、通関手帳を税関に提出することにより、輸入申告をすることができる(ATA 条約特例法3条1項)。

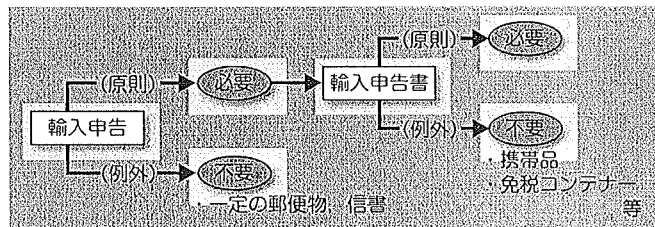


図 輸入申告の内容

輸入申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない(施行令59条1項)。

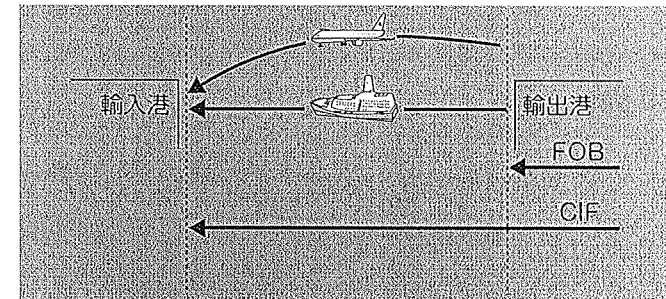
【輸入申告書の記載事項】

- ① 貨物の記号、番号、品名、数量及び価格*7
- ② 貨物の原産地及び積出地並びに仕出入の住所又は居所及び氏名又は名称
- ③ 貨物を積んでいた船舶又は航空機の名称又は登録記号
- ④ 貨物の蔵置場所
- ⑤ その他参考となるべき事項

貨物の数量は、財務大臣が貨物の種類ごとに定める単位*8による正味の数量を申告する(59条の2第1項)。「正味」とは、「中身」のこと。例えば重量ならば、原則として、包装や容器も含んだ「総重量(G/W, Gross Weight)」ではなく、中身だけの重量である「正味重量(N/W, Net Weight)の方を申告する。

貨物の価格は、課税価格に相当する価格を申告する(59条

の2第2項)。課税価格とは、関税定率法の規定により計算される課税標準となる価格のことであり、具体的には、CIF 価格*9のことである。



貨物の価格が外国通貨によって定められている場合には、本邦通貨である円に換算して申告しなければならない。その際に使用する外国為替相場は、輸入申告の日の属する週の前々週における実勢外国為替相場の当該週間の平均値とされており、税関長により公示されることになっている(定率法4条の7第1項、施行規則1条)。

輸入申告書に記載すべき事項のうち、税関長は、貨物の種類又は価格を勘案し記載の必要がないと認める事項の記載を省略させることができる(関税法施行令59条1項、58条)。

図 輸入申告の手続

輸入申告は、原則として、貨物を保税地域又は他所蔵置許可場所*10(保税地域等)に入れた後に行う(関税法67条の2第1項)。

ただし、例えば穀物、鉱物、巨大重量物等は、運送に困難を伴い、通関のために保税地域等に搬入させることが輸入者に必要以上の負担をかける。そこで、入港手続の規定による積荷に関する事項が税関に報告され、又は積荷に関する事項を記載した書面が税関に提出された後*であって、次に該当する場合には、保税地域等に搬入せずに申告することができる(67条の2第1項ただし書、2項、施行令59条の4)*11。

*9 語句

CIF 価格

貨物が本邦の輸入港に到着するまでにかかる費用のことで、Cost(輸出国における貨物の価格その他の費用)、Insurance(運送に係る保険料)、Freight(運賃)を合わせたものである。

*10 語句

他所蔵置許可場所

保税地域に置くことが困難又は著しく不当であると認め税関長が期間及び場所を指定して許可した貨物については、その指定された場所に外国貨物を置くことができる(関税法30条1項2号)。この場所のことを、講学上、他所蔵置許可場所と呼んでいる。

*11 過去問

貨物が他の貨物と外国貿易船に積まれた状態で輸入申告することにつき税関長の承認を受けた場合における輸入申告は、関税法15条(入港手続)の規定により報告すべき積荷に関する事項が税関に報告され、又は当該事項を記載した書面が税関に提出された後でなければならない。(H22)

○(類題→テーマ2)

*12 過去問

外国貨物を保税地域に入れないで輸入申告できる場合は、船舶又は航空機により運送された輸入貨物に係る輸入申告を電子情報処理組織を使用して行う場合であって、当該輸入貨物が、本邦に迅速に引き取られる必要があり、かつ、当該輸入貨物の性質その他の事情を勘案して取扱いに支障がないと認められる場合に限られる。(H13) × このほか、本船扱い等の場合にも可能(類題→テーマ2)

(1) 保税地域等に入れないで申告することにつき、税関長の承認を受けた場合*12

① 本船扱い及びふ中扱い

申告に係る貨物を他の貨物と混載することなく外国貿易船、はしけ又はこれに類する船舶に積み込んだ状態で検査及び許可を受けようとする場合(当該貨物の性質、形状及び積付けの状況が検査を行うのに支障がなく、かつ、当該貨物を保税地域等に入れることが不適当と認められる場合に限る)

② 到着即時輸入申告扱い

輸入申告を電子情報処理組織(NACCS)を使用して行う場合(当該輸入申告に係る輸入貨物が本邦に迅速に引き取られる必要があり、かつ、当該貨物の性質その他の事情を勘案して取扱いに支障がないと認められる場合に限る)

③ 搬入前申告扱い

①②に掲げる場合のほか、貨物を保税地域等に入れる前にこれらの申告をすることにつきやむを得ない事情があると認められる場合

(2) 特例輸入者又は特例委託輸入者が電子情報処理組織を使用して輸入申告を行う場合

※ 積荷に関する事項の報告等

テロ行為等に対する取締りの強化のために、外国貿易船の入港手続について、規定されている(関税法15条1項、2項、3項)。以下に主なものを挙げる。

① 開港に入港しようとする外国貿易船の船長は、通信設備の故障その他一定の場合を除き、あらかじめ、当該外国貿易船の名称及び国籍のほか、当該外国貿易船の積荷、旅客(当該外国貿易船に旅客が乗船する場合に限る)及び乗組員に関する事項をその入港しようとする開港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。

② 外国貿易船が①の報告をしないで開港に入港したときは、船長は、当該外国貿易船の入港後直ちに、①の規定により報告すべき事項を記載した書面を税関に提出しなければならない。

③ 外国貿易船が開港に入港したときは、船長は、入港の時から24時間(行政機関の休日に含まれる時間を除いて計算する)以内に所定の事項を記載した入港届及び船用品目録を税関に提出するとともに、船舶国籍証書又はこれに代わる書類を税関職員に提示しなければならない。

なお、外国貿易機についても、上記①～③とほぼ同様の規定がされている。

③ 添付書類



■ 輸入申告に際し提出が求められる書類

輸入申告に際しては、一定の場合に、輸入申告書に添付して次の書類の提出を求められる場合がある(関税法68条)。

【輸入(納税)申告書に添付する書類】

① 申告の内容を確認するために必要な書類

イ 仕入書(インボイス)*1

□ 契約書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類

② 関税についての条約の規定による便益を適用するための書類

イ 協定税率、便益関税→原産地証明書

□ 経済連携協定→締約国原産地証明書

*1 語句

仕入書(インボイス)
輸入貨物が輸入取引(売買契約)により輸入される場合、通常、仕出人(売手)から仕向人(買手)に対してその契約内容を明示する計算書が交付される。これが仕入書である。

*2 着眼点

仕入書については、従来は原則提出必要であったが、平成24年の改正により、契約書等と同様に、税関長の求めがあった場合に提出すればよいこととなった。

■ 輸入申告の内容を確認するために必要な書類

仕入書(インボイス)、契約書等は輸入申告の内容を裏付ける書類であり、輸入貨物の課税標準を決定するための重要な資料となる。そこで、税関長は、輸入申告があった場合において輸入の許可の判断のために必要があるときは、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類を提出させることができる*2(関税法68条1項)。

*3 過去問

輸入申告に際し税関に提出する仕入書は、当該申告に係る貨物の記号、番号、品名、品種、数量及び価格及び原産地を記載したものでなければならない。(H23改)

× 原産地の記載は不要。また、その他の記載事項も絶対的に必要なものではない。(類題→テーマ3)

*4 語句

WTO(世界貿易機関) 1995年1月1日に設立。本邦を含め、153ヶ国(地域)が加盟している。

*5 着眼点

提出不要な場合や有効期間について、仕入書との相違点を意識しておこう。

*6 語句

蔵入承認 保税地域の一つである保税蔵置場に外国貨物を長期間置くことについての承認。第5章参照。

*7 発展

原産地証明書は、当該貨物の原産地、仕入地、仕出地若しくは積出地にある本邦の領事館若しくはこれに準ずる在外公館又はこれらの地の税関その他の官公署若しくは商業会議所の証明したものでなければならない。

輸入の許可の判断のために税関長が提出を求める仕入書は、仕出国の荷送人が仕向国の荷受人に貨物の発送を通知するために作成する書類で、一般に貨物の品名、種類、数量、価格、代金支払方法、当該荷送人及び当該荷受人の住所又は居所及び氏名又は名称が記載されているものをいう(基本通達68-3-1)。

【仕入書についての出題のポイント】*3

- ① 有効期間の定めはない
- ② 原産地の記載は要求されていない
- ③ 価格はC I F 価格である必要はなく、契約上の価格でよい

図 原産地証明書

一定の国や地域を原産地とする貨物については、条約の規定により、通常の場合よりも有利な税率の適用を受けて輸入することができる。

(1) 協定税率、便益関税の適用を受ける場合

WTO(世界貿易機関)*4協定の規定による関税についての便益である協定税率(又は便益関税*)を適用する場合において必要があるときは、税関長は、当該貨物が当該便益の適用を受ける外国の生産物であることを証明した原産地証明書を提出させることができる(関税法68条)。ただし、次の貨物に係る場合には提出を要しない(施行令61条1項1号)*5

- ① 課税価格の総額が20万円以下の貨物
- ② 貨物の種類、商標等又は当該貨物に係る仕入書その他の書類によりその原産地が明らかな貨物

原産地証明書は、当該貨物の輸入申告の日(蔵入承認*6申請書等を提出する場合にあっては、その提出の日)においてその発給の日から1年以上を経過したものであってはならない(災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除く)(61条3項)*7

※ 税率の選択と便益関税

輸入貨物に通常適用される税率には、①基本税率、②協定税率、③特惠税率、④暫定税率があり、このうちのいずれかを選択して適用する。②の協定税率を適用するためには、WTOに加盟する国や地域を原産地とする貨物を輸入する場合でなければならないが、便益関税制度によりその適用範囲を広げており、それ以外の一定の国や地域を原産地とする場合であっても、協定税率と同様の便益を適用できるようになっている。

(2) 経済連携協定の適用を受ける場合

本邦と一定の国々(締約国)との間には、一定の貨物につき特に有利な条件で輸入を行える旨の条約(経済連携協定)が締結されている。

これらの経済連携協定における関税についての特別の規定による便益(EPA税率)を適用する場合において必要があるときは、税関長は、当該貨物が締約国原産品であることを証明した書類(締約国原産地証明書*8)を提出させることができる(関税法68条、施行令61条1項2号)*9*10

ただし、次の貨物に係る場合には提出を要しない。

- ① 税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物

- ② 課税価格の総額が20万円以下の貨物

経済連携協定には次のものがある。

- ① 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(シンガポール協定)
- ② 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(メキシコ協定)
- ③ 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(マレーシア協定)
- ④ 戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定(チリ協定)
- ⑤ 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定(タイ協定)
- ⑥ 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との

*8 着眼点

なお、締約国原産地証明書については、特惠関税についての規定が準用されている(第2編第4章参照)。

*9 発展

貨物が締約国原産品であって、かつ、締約国から当該締約国以外の地域(非原産国)を経由しないで本邦へ向けて直接に運送されたもの(直接運送品)以外のものである場合にあっては、税関長は、通し船荷証券の写しその他の「運送要件証明書」を提出しなければならない(課税価格の総額が20万円以下の貨物に係るものを除く)。

*10 発展

貨物が当該経済連携協定の適用を受けることができる品目に該当するものであることにつき証明を必要とするものである場合にあっては、これを証する書類(締約国品目証明書)を提出しなければならない。ただし、当該証明が締約国原産地証明書により行われる場合は提出不要である。また、課税価格の総額が20万円以下である場合にあっては、税関長の求めがあったときに提出すれば足りる。

間の協定

- ⑦ 経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定（ブルネイ協定）
- ⑧ 包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定（東南アジア諸国連合協定）
- ⑨ 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（フィリピン協定）
- ⑩ 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（スイス協定）
- ⑪ 経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（ベトナム協定）
- ⑫ 日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定（インド協定）
- ⑬ 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（ペルー協定）

***1 着眼点**

保税蔵置場に置くことの承認の際に税関の検査を受けた外国貨物についても、輸入申告の際に税関の検査を受ける必要がある。

***2 着眼点**

指定地外検査については、届出ではなく許可が必要である。

***3 発展**

許可を受けようとする者は、貨物の品名及び数量並びに検査を受けようとする期間、場所及び事由を記載した申請書を税関長に提出しなければならない（施行令62条）。

4 輸入貨物の審査と輸入の許可 ☆☆☆

■ 輸入貨物の検査

輸入申告された貨物については、税関により必要な検査が行われる（関税法67条）^{*1}。この検査は、申告価格や数量が適正であるか等を確認するためのもので、輸入許可の前提となるものである。

検査の方法には、①見本確認、②一部指定検査、③全部検査の3種類がある（基本通達67-3-10）。

貨物の検査は、税関長が指定した場所で行う（関税法69条1項）。ただし、危険物や巨大重量貨物の場合等は、指定された場所に搬入することが困難である。そこで、あらかじめ税関長の許可^{*2}を受けた上で、指定された場所以外の場所で検査を受けることができる（指定地外検査、69条2項）^{*3}。

税関長は、貨物の性質又は数量により税関長が指定した場所

*1 着眼点

平成23年10月から施行された重要改正点である。

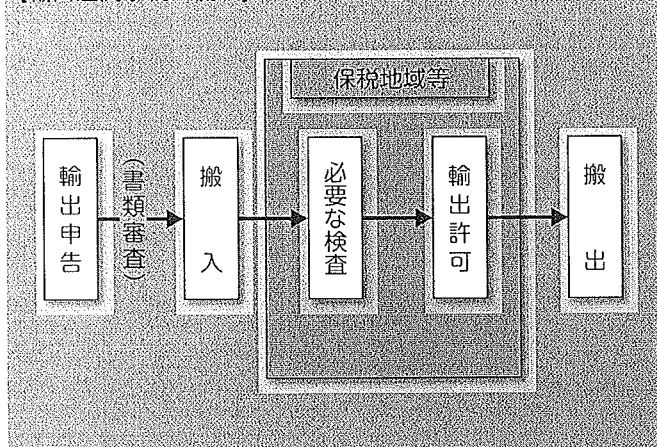
1 輸出通関制度の全体構造



輸出通関については、ほぼ輸入通関手続と同様に考えていけばよい。ただし、次の点については注意が必要である。

- ① 納税に関する手続が不要
- ② 方向性が逆である
- ③ 輸出申告については保税地域等への搬入は不要*1

【輸出通関手続の流れ】



2 輸出申告



1 輸出申告の要否・方法・内容

貨物を輸出しようとする者は、必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない（関税法67条）*2。

輸出申告は、次に掲げる事項を記載した輸出申告書を税関長に提出して、しなければならない（施行令58条）*3。

- ① 貨物の記号、番号、品名、数量及び価格
- ② 貨物の仕向地並びに仕向人の住所又は居所及び氏名又は

名称

- ③ 貨物を積み込もうとする船舶又は航空機の名称又は登録記号

- ④ 輸出の許可を受けるためにその申告に係る貨物を入れる保税地域等の名称及び所在地

輸出申告に係る貨物の価格は、当該貨物の本邦の輸出港における本船甲板渡し価格（FOB 価格*4）である（施行令59条の2第2項）*5。ただし、無償で輸出される貨物については、当該貨物が有償で輸出されるものとした場合のFOB 価格となる。

また、輸出の許可後に次の①から③に該当する場合には、「船名、数量等変更申請書」に輸出許可を添付して提出することにより行う（基本通達67-1-11, 12, 13）。あらためて輸出申告をし、その許可を受ける必要はない。

- ① 貨物の積載予定船舶を変更しようとする場合
- ② 貨物の積込港を変更しようとする場合
- ③ 輸出の許可を受けた貨物の一部が積載予定船舶に積み込まれないこととなった場合又は輸出の許可を受けて積載予定船舶に積み込まれた貨物の一部がその船舶の出港前、かつ、船荷証券発行前に船卸しされた場合（数量減少の場合）

2 輸出申告の時期と申告書の提出官署

輸出申告は、輸出の許可を受けるためにその申告に係る貨物を入れる保税地域等の所在地を所轄する税関長に対してしなければならない*6（67条の2）。輸入の場合と異なり、保税地域等に搬入することなく行うことができるが、輸出の許可を受けるために搬入する必要がある。

なお、外国貿易船又ははしけ等に積み込んだ状態で輸出申告をすることが必要な貨物を輸出しようとする者は、税関長の承認を受けて、当該外国貿易船等の係留場所を所轄する税関長に対して輸出申告をすることができる（67条の3第2項、施行令59条の6）。

*4 語句

FOB 価格

FOBとは、Free On Boardの略。輸出港において外国貿易船に載せるまでの費用の合計額のことである。

*5 発展

航空機によって輸出される貨物については、これに準ずる条件による価格となる。

*6 発展

輸出申告の撤回は、その申告に係る輸出の許可前に限り認められる（基本通達67-1-10）。

*2 着眼点

価格が20万円以下の郵便物等については、輸入の場合と同様、申告及び許可は不要である。

*3 着眼点

携帯品、免税コンテナ等については、輸入の場合と同様、輸出申告書の提出は不要である。

1 保税地域総論



■ 保税地域の種類

輸出入の手続を適正に行い、関税の徴収の確保を図るために、貨物を置く場所として設けられているのが保税地域^{*1}である。指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の5種が定められている(29条)。保税地域においては、その種類によって、外国貨物について加工や展示等の行為を行うことが可能であり、貿易振興の機能も果たしている。

【保税地域の種類】

種類	設置の態様	主要機能	許可期間
指定保税地域	財務大臣の指定 [*]	一時蔵置 (1月以内)	
保税蔵置場	税関長の許可 [*]	長期蔵置 (2年以内)	10年以内 ^{*2}
保税工場	税関長の許可	加工、製造	10年以内 ^{*2}
保税展示場	税関長の許可	展示、使用	税関長が定める
総合保税地域	税関長の許可	長期蔵置 (2年以内) 加工、製造、 展示、使用	10年以内 ^{*2}

※ 承認取得者の場合、届出の受理

■ 外国貨物を置く場所の制限

外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない(30条)。ただし、次のものは、例外として保税地域に置かなくてもよい^{*3}。

- ① 難破貨物
- ② 保税地域に置くことが困難又は著しく不適当であると認め税関長が期間及び場所を指定して許可した貨物^{*4}
- ③ 郵便物、刑事訴訟法の規定により押収された物件等

- ④ 信書便物のうち税関長が取締り上支障がないと認めるもの
- ⑤ 特例輸出貨物

2 保税地域各論



■ 指定保税地域

(1) 意義・蔵置期間

指定保税地域とは、国、地方公共団体等^{*1}が所有し、又は管理する土地又は建設物その他の施設で、開港又は税関空港における税関手続の簡易かつ迅速な処理を図るため、外国貨物の積卸し若しくは運搬をし、又はこれを一時置くことができる場所として財務大臣が指定^{*2}したものをいう(37条1項)。他の保税地域と異なり、公共の施設であることから、次のような規定が設けられている。

- ① 指定保税地域の所有者又は管理者は、正当な事由がなければ、外国貨物又は輸出しようとする貨物の積卸し若しくは運搬をし、又はこれを置くことを拒むことができない(38条4項)。
- ② 税関長は、指定保税地域の目的を達成するため必要があると認めるときは、入れることができる貨物の種類を定めることができる(39条)。

また、多くの者が利用できるように、「一時蔵置」のみが認められ、蔵置期間は入れた日から1月以内と設定されている(79条1項1号)^{*3}。1月を経過した外国貨物について、税関長は収容することができる。収容については5参照。

(2) 外国貨物の搬入停止

税関長は、指定保税地域において貨物を管理する者^{*4}が指定保税地域の業務について関税法の規定に違反したときは、期間を指定して、当該貨物管理者の管理に係る外国貨物又は輸出しようとする貨物を当該指定保税地域に入れることを停止させることができる(41条の2)。

***1 発展**
この他、港湾施設、空港施設の建設・管理を行う一定の法人が所有・管理する施設の場合がある。

***2 着眼点**
「税関長が許可したもの」ではないことに注意。

***3 着眼点**
蔵置期間については、「3月以内」なら一時(短期)蔵置、「3月」なら長期蔵置と捉えておくといよい。

***4 発展**
管理する者が法人である場合はその役員を含む。また、代理人、支配人その他の従業者が違反した場合を含む。

***1 着眼点**
「保税」とは、関税の徴収を留保した状態のことである。よって、保税地域とは、関税を留保した貨物、すなわち外国貨物を置くことができる場所ということである。

***2 発展**
10年以内の期間を定めて更新することができる(関税法42条2項、61条の4、62条の15)

***3 過去問**
外国貨物は、難破貨物、郵便物及び信書便物を除き、保税地域以外の場所に置くことができない。(H18)
× 他所蔵置許可貨物や特定輸出貨物についても可能である(類題→テーマ13)

***4 着眼点**
特に②の貨物を置く場所は、「他所蔵置許可場所」として、保税地域に準じた取扱いがされている。前述の通り、関税法では保税地域と他所蔵置許可場所とを併せて、「保税地域等」と表現している。

② 保税蔵置場

(1) 定義

保税蔵置場とは、外国貨物の積卸し若しくは運搬をし、又はこれを置くことができる場所として、税関長が許可したものという（42条1項）。最も代表的な保税地域であり、外国貨物を長期間蔵置することができる。

(2) 保税蔵置場の許可の要件 ㉔㉕㉖㉗^{*5}

税関長は、保税蔵置場の許可を受けようとする者（申請者）が次の①から⑧のいずれかに該当する場合においては、保税蔵置場の許可をしないことができる（43条）。

① 保税地域の許可を取り消された日から3年を経過していない場合

② 関税法の規定に違反して刑、通告処分

⇒ 3年を経過していない場合

③ 関税法以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑

⇒ 2年を経過していない場合

④ 「暴力団排除規定」に該当する場合^{*6}

⑤ ①から④のいずれかに該当する者を役員とする法人である場合又はこれらの者を代理人、支配人その他の主要な従業員として使用する者である場合

⑥ 資力が薄弱であるため関税法の規定により課される負担に耐えないと認められる場合その他保税蔵置場の業務を遂行するのに十分な能力がないと認められる場合

⑦ 保税蔵置場の許可を受けようとする場所の位置又は設備が保税蔵置場として不適当であると認められる場合

⑧ 保税蔵置場の許可を受けようとする場所について保税蔵置場としての利用の見込み又は価値が少ないと認められる場合

(3) 許可の失効 ㉔㉕㉖㉗

保税蔵置場の許可は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その効力を失う（47条1項）。

*5 着眼点

これは保税蔵置場の許可の要件であるが、保税工場、保税展示場に関する準用されている。1つの保税地域の規定は、他の保税地域についても適用される場合が多いので、以下、適用される場合を次のように示す。

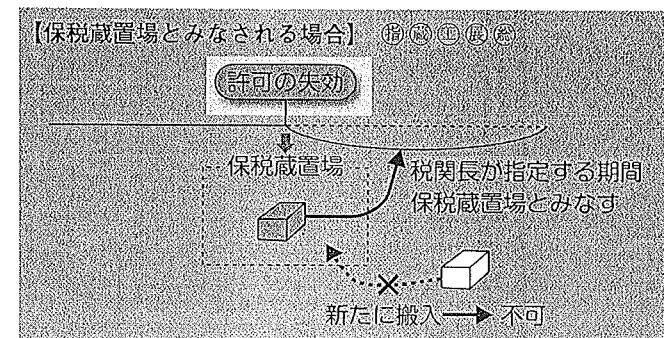
㉔：指定保税地域
㉕：保税蔵置場
㉖：保税工場
㉗：保税展示場
㉘：総合保税地域
㉙：他所蔵置許可場所

*6 過去問

税関長は、保税蔵置場の許可を受けようとする者が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者である場合には、その許可をしないことができる。（H21）
○（類題→テーマ14）

- ① 許可を受けた者が当該保税蔵置場の業務を廃止^{*7}したとき
- ② 許可を受けた者が死亡した場合で、許可の承継の規定による申請が期間内にされなかったとき又は承継の承認をしない旨の処分があったとき
- ③ 許可を受けた者が解散したとき
- ④ 許可を受けた者が破産手続開始の決定を受けたとき
- ⑤ 許可の期間が満了したとき
- ⑥ 税関長が許可を取り消したとき

保税蔵置場の許可が失効した場合において、その失効の際、当該保税蔵置場に外国貨物があるときは、当該貨物については、税関長が指定する期間、その許可が失効した場所を保税蔵置場とみなす（47条3項）^{*8}。保税蔵置場業者に外国貨物を預けた者に不測の損害を与えないためである。



(4) 許可の承継（48条の2） ㉔㉕㉖㉗（合併又は分割につき㉘）

保税蔵置場の許可を受けた者について相続があったときは、その相続人は、被相続人の当該許可に基づく地位を承継する（1項）。保税蔵置場の許可に基づく地位を承継した者（承継人）は、被相続人の死亡後60日以内に、その承継について税関長に承認の申請をすることができる（2項）^{*9}。

保税蔵置場の許可を受けた者について合併又は分割（当該保税蔵置場の業務を承継させるもの）があった場合において、あらかじめ税関長の承認を受けたときは、合併後の法人等は、当該保税蔵置場の許可に基づく地位を承継することができる（4

*7 着眼点

保税蔵置場の業務を「休止」しても、許可は失効しない。

*8 過去問

保税蔵置場の許可が失効した場合において、その失効の際、当該保税蔵置場に外国貨物があるときは、当該貨物については税関長が指定する期間、その許可が失効した場所を保税蔵置場とみなして、引き続き貨物を置くことができる。（H23）
○（類題→テーマ14）

*9 発展

税関長は、承継人又は合併後の法人等について43条各号（許可の要件）のいずれかに該当する場合には、承継について承認をしないことができる（48条の2第3項、5項）。また、承認をしたときは、直ちにその旨を公告しなければならない（6項）。

*10 発展

蔵入承認を受けない場合の蔵置期間は、搬入から3月までであるが、やむを得ない理由により必要があると認めるときは、申請により、税関長が指定する期間まで延長される。

*11 発展

蔵入承認申請に際しては、次の手続が必要である。

- ① 税関長は税関職員に必要な検査をさせる(43条の3)。
- ② 仕入書、原産地証明書等を添付(施行令36条の3)。
- ③ 必要な場合、他法令の許可、承認等について税関に証明(36条の3第5項)。

*12 発展

税関長は、特別の事由があると認めるときは、申請により、必要な期間を指定して期間を延長することができる。

*13 過去問

保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間は、当該外国貨物を置くことが承認された日から2年間であるが、その期間の計算に当たっては、他の保税蔵置場に置かれていた期間は加算されない。(H20) × 加算される。(類題→テーマ14)

項)*9。

(5) 許可の取消しと搬入停止 ㊦㊧㊨

税関長は、次の①②のいずれかに該当する場合においては、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる(48条)。

- ① 許可を受けた者(役員を含む)又はその代理人、支配人その他の従業者が保税蔵置場の業務について関税法の規定に違反したとき
- ② 許可を受けた者について保税蔵置場の許可をしないことができる場合(許可の要件)の②から⑧のいずれかに該当することとなったとき

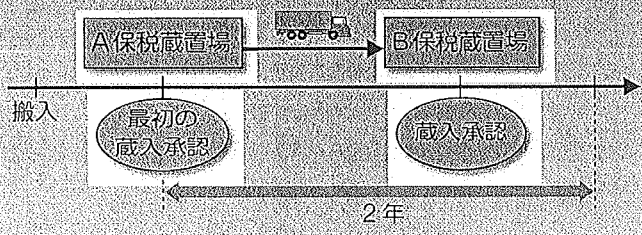
(6) 蔵入承認と蔵置期間

保税蔵置場に外国貨物を入れる者は、当該貨物をその入れた日から3月*10を超えて当該保税蔵置場に置こうとする場合には、その超えることとなる日前に税関長に申請し、その承認(蔵入承認)を受けなければならない(43条の3第1項)*11。

保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間は、当該貨物を最初に保税蔵置場に置くことが承認(蔵入承認)された日から2年*12である(43条の2)。2年の期間の計算に当たっては、他の保税蔵置場に置かれていた期間も通算されることに注意が必要である*13。

【保税蔵置場における蔵置期間】

- (1) 蔵入承認なし ⇨ 入れた日から3月
- (2) 蔵入承認あり ⇨ 最初の蔵入承認から2年



(7) 収容能力の増減等の届出 ㊦㊧㊨㊩

保税蔵置場の許可を受けた者は、当該保税蔵置場の貨物の収容能力を増加、減少し、又はその改築、移転その他の工事をしようとするときは、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない(関税法44条1項)*14。

(8) 休業又は廃業の届出 ㊦㊧㊨㊩

保税蔵置場の許可を受けた者は、許可の期間内に当該保税蔵置場の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない(46条)。

㊦ 保税工場

(1) 定義

保税工場とは、保税作業をすることができる場所として、税関長が許可したものをいう(56条1項)。保税作業とは、外国貨物についての加工若しくはこれを原料とする製造(混合を含む)又は外国貨物に係る改裝、仕分その他の手入をいう。

外国貨物のまま、関税を納付することなく製品化したものを外国に向けて送り出せば、本邦の加工貿易に大きく貢献することになる*15。

(2) みなし保税蔵置場

保税工場において使用する輸入貨物(当該保税工場において外国貨物のままで又は輸入の許可を受けて使用されることが見込まれる原料品等)については、搬入後3月までの期間に限り、当該保税工場について保税蔵置場の許可を併せて受けているものとみなす(保税蔵置場として使用できる, 56条2項)*16。

(3) 移入承認と蔵置期間

保税工場に搬入された外国貨物については、保税作業に入る前に税関長に申請し、その承認(移入承認)を受けなければならない(61条の4、43条の3)。移入承認を受けるべき時期は、次の①②のようになる*17。

*14 過去問

保税蔵置場の許可を受けた者は、当該保税蔵置場の貨物の収容能力を増加しようとするときは、あらかじめ税関長の許可を受けなければならない。(H22) × 許可ではなく届出が必要。(類題→テーマ14)

*15 着眼点

保税作業による製品は、関税を納付した上で輸入することもできる。

*16 発展

保税工場の許可を受けた者は、当該保税工場の一部の場所につき保税蔵置場の許可を併せて受けることができる(併設保税蔵置場, 56条3項)。

*17 着眼点

保税工場に搬入された外国貨物は、保税作業を行うことを前提としているのであるから、いずれにしても移入承認を受ける必要がある。

① 入れた日から3月を超えて当該保税工場に保税作業のため置こうとする場合

⇒ その超えることとなる日前

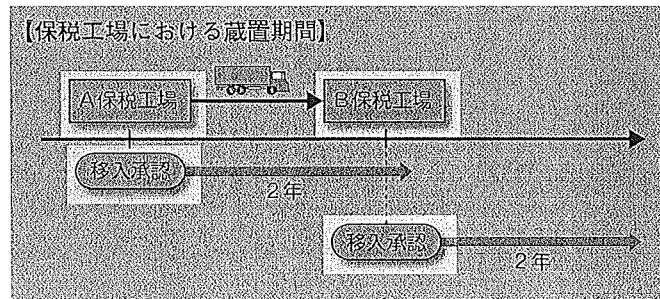
② 入れた日から3月以内に保税作業に使用しようとする場合

⇒ 保税作業に使用する日前

保税作業において使用する外国貨物を保税工場に置くことができる期間は、当該保税工場についての移入承認の日から2年である（57条）^{*18}。

*18 着眼点

保税蔵置場の場合と異なり、「通算」ではなく、それぞれの保税工場についての移入承認から2年の蔵置期間が与えられている。



(4) 保税作業の届出

移入承認とは別に、保税工場において保税作業をしようとする者は、その開始及び終了の際、その旨を税関に届け出なければならない（58条）^{*19}。ただし、税関長が取締り上支障がないと認めてその旨を通知した場合には、保税作業の開始の届出は不要である。

(5) 内外貨混合使用 ①②

保税工場における保税作業（改装、仕分その他の手入を除く）に外国貨物と内国貨物とを使用したときは、これによってできた製品は、外国貨物とみなされる（59条1項）。原料として内国貨物をどのくらい使用したかが確認できないからである。

ただし、税関長の承認^{*20}を受けて、外国貨物と内国貨物とを混じて使用したときは、事前に確認ができていますので、これによってできた製品のうち当該外国貨物の数量に対応するものだけを外国貨物とみなす（59条2項）。

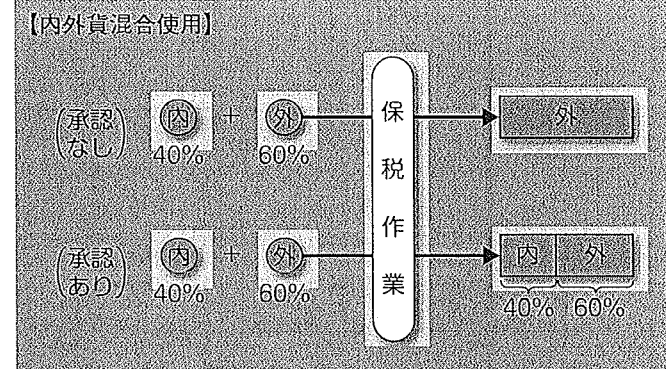
*19 過去問

保税工場において、外国貨物について加工又はこれを原料とする製造をしようとする者は、その開始の際、税関長の許可を受けなければならない。（H17）

× 許可ではなく届出が必要。（類題→テーマ15）

*20 着眼点

混合使用の承認を受けない場合であっても、保税作業に内国貨物を使用することはできる。この場合、製品がすべて外国貨物とみなされるだけである。



(6) 保税工場外における保税作業 ①②

保税作業は、本来は保税工場の中においてのみ行わなければならないはずである。しかし、税関長は、貿易の振興に資し、かつ、関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、期間及び場所を指定し、保税工場にある外国貨物について保税作業をするため、これを当該保税工場以外の場所に出すことを許可することができる（場外作業の許可、関税法61条1項）^{*21}。

場外作業の許可を受けて指定された場所に出されている外国貨物は、指定された期間が満了するまでは、その出された保税工場にあるものとみなされる（61条4項）。これにより、関税を徴収されることなく、保税工場外において保税作業を行うことができることになる。

なお、指定された期間が経過した場合において、指定された場所に場外作業の許可を受けた外国貨物又はその製品があるときは、保税工場の許可を受けた者から、直ちにその関税を徴収する（61条5項）^{*22}。

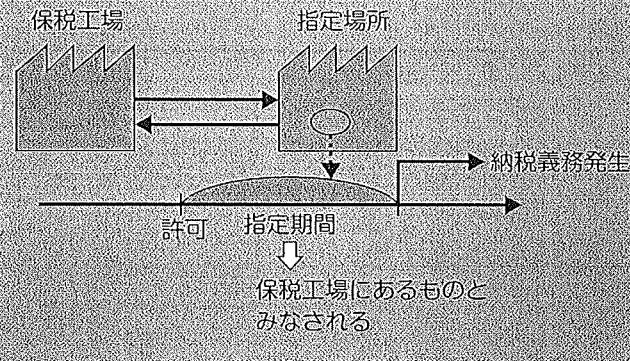
*21 発展

税関長は、場外作業の許可を受けて保税工場から出される外国貨物が出される際、税関職員に必要な検査をさせる（61条3項）。

*22 発展

税関長は、場外作業の許可をする場合において、必要があると認めるときは、関税額に相当する担保を提供させることができる（61条2項）。

【保税工場外における保税作業】



4 保税展示場

(1) 定義

保税展示場とは、博覧会、見本市その他これらに類するもの（博覧会等^{*23}）で、外国貨物を展示するものの会場に使用する場合として、税関長が許可したものという（62条の2第1項）。

(2) 許可の期間

保税展示場の許可の期間は、博覧会等の会期を勘案して税関長が必要と認める期間となっている（62条の2第2項）^{*24}。蔵置期間は定められていないが、原則としてこの許可の期間内に限り、外国貨物を蔵置することができる。

(3) 保税展示場に入れる外国貨物に係る手続等

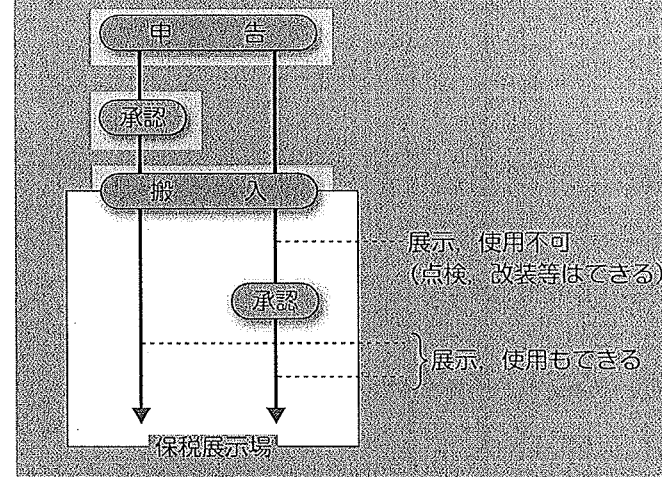
保税展示場においては、外国貨物について、次の行為をすることができる（62条の2第3項）。

- ① 積卸、運搬又は蔵置
- ② 内容の点検又は改装、仕分けその他の手入れ
- ③ 展示又は使用
- ④ ①②③に掲げる行為に類する行為

外国貨物を保税展示場に入れる者は、税関長に申告し、上記①から④の行為をすることにつき、その承認^{*25}を受けなければならない（展示等の承認、62条の3第1項）^{*26}。

保税展示場に入れられた外国貨物については、展示等の承認を受けるまでの間、上記①②の行為のみ行うことができ、展示、使用等はできない（62条の3第4項）。

【保税展示場に入れる外国貨物に係る手続】



(4) 保税展示場において販売等される貨物

保税展示場において販売され、消費され、又は有償で観覧若しくは使用に供される貨物^{*27}については、(3)①②の行為のみ行うことができ、展示、使用等はできない（施行令51条の3第2項1号）^{*28}。

保税展示場に入れられた外国貨物のうち、販売、使用、消費される貨物又はこれらの見込みがある貨物について、税関長は、関税法の実施確保のため必要があると認めるときは、保税展示場内で当該貨物を蔵置する場所を制限することができる（関税法62条の4第1項）。また、性質若しくは形状に変更が加えられるものについては、使用状況の報告を求めることができる^{*29}。

保税展示場に入れられた外国貨物が保税展示場内で販売される場合（販売により外国に向けて積み戻される場合を除く）には、その販売を輸入とみなして、関税法の規定を適用する（62条の4第2項）^{*30}。ただし、販売により外国に向けて積み戻さ

*23 語句

博覧会等
名称のいかんは問わないが、展示物品の販売を主たる目的とするものは除かれている（基本通達62の2-1）。

*24 着眼点

会期に合わせて具体的に決定されるのであり、「搬入から〇年」のように一律に定められてはいない。

*25 発展

税関長は、展示等の承認をする場合には、税関職員に必要な検査をさせる（62条の3第2項）。

*26 発展

展示等の承認をしない場合においては、税関長は、申告をした者に対し承認ができない旨を通知するとともに、期間を定めて当該外国貨物の搬出その他の処置を求める（62条の3第3項）。

*27 発展

実費を超えない対価を徴収して観覧又は使用に供される貨物を除く。

*28 着眼点

これらの貨物につき展示又は使用を行うためには、あらかじめ輸入の許可を受けておく必要がある。

*29 過去問

税関長は、保税展示場に入れられた外国貨物のうち、販売され、使用され、若しくは消費される貨物又は性質若しくは形状に変更が加えられる貨物につき、その使用状況の報告を求めることができる。（H15）
× 販売、使用、消費される貨物については、できない。（類題→テーマ16）

*30 発展

税関長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、販売される見込みがある貨物につき、その関税の額に相当する金額の範囲内で担保の提供を求めることができる。

*31 過去問

保税展示場に入れた外国貨物の保税展示場内での販売は、その販売により当該貨物が外国に向けて積み戻される場合を除き、輸入とみなされる。(H11)(H15)

○ (類題→テーマ16)

れる場合は、輸入とはみなされない(施行令51条の5第2項)*³¹。

(5) 保税展示場外における使用 ㊤㊥

保税展示場においても、保税工場の場合と同様、「場外使用」が認められている。税関長は、保税展示場に入れられた外国貨物で、保税展示場以外の場所において使用する必要があるものにつき、関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、期間及び場所を指定し、保税展示場以外の場所で当該外国貨物を使用することを許可することができる(関税法62条の5)。

(6) 許可失効後の措置

税関長は、保税展示場の許可の失効(許可の期間の満了等)の際、当該保税展示場にある外国貨物については、当該保税展示場の許可を受けた者に対し、期間を定めて当該外国貨物の搬出その他の処置を求めることができる(62条の6)。当該期間内に当該処置がされないときは、その者から、直ちにその関税を徴収する。

㊦ 総合保税地域

(1) 定義

総合保税地域とは、一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設で、次に掲げる行為をすることができる場所として、税関長が許可したものをいう(62条の8第1項)*³²。

- ① 外国貨物の積卸し、運搬若しくは蔵置又は内容の点検若しくは改装、仕分その他の手入れ
- ② 外国貨物の加工又はこれを原料とする製造(混合を含む)
- ③ 外国貨物の展示又はこれに関連する使用

(2) 販売用貨物等を入れることの届出

外国貨物のうち、総合保税地域において販売、消費される貨物、有償で観覧又は使用に供される貨物等は、外国貨物のまま展示、使用を行うことはできず、関税を納付して輸入することになる。そこで、これらの貨物を当該総合保税地域に入れようとする者は、あらかじめ税関に届け出なければならないことになっている(62条の11、施行令51条の13)。

(3) 総保入承認と蔵置期間

総合保税地域に外国貨物を入れる者は、入れた日から3月を超えて当該総合保税地域に置こうとする場合又は入れた日から3月以内に①②③の行為をしようとする場合には、その超えることとなる日前又は当該行為をする日前に税関長に申請し、その承認を受けなければならない(総保入承認、62条の11)。

総合保税地域に外国貨物を置くことができる期間は、当該総合保税地域において当該貨物につき総保入承認された日から2年である(62条の10)*³³。

㊦ 保税蔵置場等の許可の特例



㊦ 制度の目的と概要

法令遵守(コンプライアンス)に優れた保税蔵置場及び保税工場の被許可者(倉庫業者等)に対するAEO制度である*¹。

保税蔵置場の許可を受けている者であらかじめ税関長の承認(特定保税承認)を受けた者(承認取得者)は、位置又は設備が所定の基準に適合する場所において外国貨物の蔵置等を行おうとする場合には、その場所を所轄する税関長に、その旨の届出をすることができる(関税法50条1項)。

届出に係る場所については、当該届出が受理された時において、保税蔵置場の許可を受けたものとみなして、関税法の規定を適用する(50条2項)。

このように、特定保税承認制度を利用した場合には、許可を受けることなく、届出によって実質的に保税蔵置場を設置することが可能となる。

許可を受けたものとみなされる場所(届出蔵置場)に係る当該許可の期間は、特定保税承認が効力を有する期間である。

承認は、8年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、効力を失う(50条4項)*²。すなわち、承認の有効期間は8年である。

*33 着眼点

蔵置期間については保税工場の場合と同様と理解しておけばよい。

*1 着眼点

特定保税承認制度は、保税工場の許可を受けた者についても適用される(61条の5、61条の6)。保税工場の場合については、保税蔵置場の規定をほとんど準用しているので、以下においては、保税蔵置場の場合について述べていく。

*2 過去問

関税法第50条第1項(保税蔵置場の許可の特例)に規定する承認取得者の承認は、8年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。(H22)
○ (類題→なし)

*32 着眼点

保税蔵置場、保税工場、保税展示場の機能を総合的に果たすることができる保税地域であり、一定の設備等が要求されることから、個人には許可が与えられず、法人のみが対象となる。保税蔵置場等の規定をほぼ準用しているので、試験対策としては②③に注意しておけばよい。

㉔ 特定保税承認

(1) 承認の申請

承認を受けようとする者（申請者）は、所定の事項を記載した申請書を、その住所又は居所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない（50条3項、施行令42条2項、3項）。

(2) 承認の要件

税関長は、特定保税承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない（関税法51条）^{*3}。

- ① 申請者が次のいずれにも該当しないこと（申請者がコンプライアンスに優れた者であること）
 - イ 承認を取り消された日から3年を経過していない者
 - ロ 現に受けている保税蔵置場の許可について、その許可の日（二以上の許可を受けている場合、最初に受けた許可の日）から3年を経過していない者
 - ハ 保税蔵置場の許可の要件（2㉔(2)参照）のうち、一定のもの（②から⑤まで）に該当している者
- ② 申請者が、外国貨物の蔵置等に関する業務を電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うことその他当該業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していること
- ③ 申請者が、外国貨物の蔵置等に関する業務について、法令遵守規則を定めていること^{*4}

(3) 特定保税承認を受ける必要がなくなった旨の届出

承認取得者は、保税蔵置場の許可の特例の規定の適用を受ける必要がなくなったときは、その旨を特定保税承認をした税関長に届け出ることができる（52条の2）。

㉕ 承認の失効と取消し

一定の事項に該当するに至ったときは、特定保税承認は、その効力を失い、また、税関長は承認を取り消すことができる（53条、54条）^{*5}。

承認の失効事由及び取消事由を次にまとめる。

【承認の失効事由及び取消事由】

失効事由	取消事由
① 承認を受ける必要がなくなった旨の届出があったとき	① 承認取得者が承認の要件の①ハ、②に適合しないこととなったとき
② 承認取得者に係る保税蔵置場の全部について、保税蔵置場の許可が失効したとき	② 承認取得者が規則等に関する改善措置の規定による税関長の求めに応じなかったとき
③ 承認取得者が死亡した場合で、許可の承継の規定による相続人の申請が特定輸出者の死亡後60日以内にされなかったとき、又は承継の承認をしない旨の処分があったとき	
④ 承認の期間が満了したとき	
⑤ 税関長が承認を取り消したとき	

*3 発展

税関長は、承認をしたときはその旨を、承認をしないこととしたときはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない（施行令42条4項）。

*4 発展

税関長は、承認取得者が関税法の規定に従って外国貨物の蔵置等に関する業務を行わなかったことその他の事由により、関税法の実施を確保するため必要があると認めるときは、法令遵守規則等に関し、その改善に必要な措置を講ずることを求めることができる（52条）。

*5 発展

税関長は、承認を取り消す場合には、その旨及びその理由を記載した書面により承認取得者に通知しなければならない（施行令44条）。

*1 着眼点

保税地域本来の機能から考えると理解しやすい。指定保税地域、保税蔵置場の場合は「蔵置」であるが、①はこれに関連して当然必要な行為であるのに対し、②は本来の機能とは異なる行為であるため、厳しく規制する必要があると考える。

*2 語句

簡単な加工
単純な工程によるもので、加工後において加工前の状態が判明できる程度のものをいう（基本通達40-1）。例えば、食料品を加熱すること等である。

4 保税地域等における貨物の取扱い ☆☆☆

保税地域等に入れられた外国貨物については、不正な輸出入を防ぎ、関税の徴収を確保するため、搬出入や取扱いについて一定の規制を行う必要がある。

㉖ 貨物の取扱い ㉖㉗㉘

(1) 指定保税地域、保税蔵置場の場合^{*1}

- ① 内容の点検、改装、仕分けその他の手入れ
当然に行うことができる（許可、届出等は不要）（関税法40条1項、49条）
- ② 見本の展示、簡単な加工^{*2}その他これに類する行為
税関長の許可が必要（40条1項、49条）

*3 過去問

税関長の許可を受けて保税地域以外の場所に置かれている外国貨物については、税関長の許可を受けて見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為を行うことができる。(H14)

× 他所蔵置許可場所において、外国貨物について見本の展示等はできない。(類題→テーマ14)

*4 着眼点

見本の一時持出しは、課税上問題がなく、かつ、少量のものに限り認められる(基本通達32-1(1))。輸入とは異なるものであるで、「輸入の許可」は不要である。

*5 語句

外国貨物の廃棄

腐敗、変質等により本来の用途に供されなくなった外国貨物をくずとして処分することをいう(基本通達34-1(1))。

*6 語句

減却

焼却等により貨物の形態をとどめなくすることをいう(基本通達23-9(4))。

(2) 他所蔵置許可場所の場合

- ① 内容の点検、改装、仕分けその他の手入れ
あらかじめ税関に届出が必要(36条2項)
- ② 見本の展示、簡単な加工その他これに類する行為
不可(申請しても許可を受けることはできない)*3

② 見本の一時持出し 指 蔵 ① 展 総 他

注文の取集め、成分の分析等、商取引の利便を図るために、すべての保税地域等に入れられた外国貨物について、見本として一時持ち出すことが認められているが、これには税関長の許可が必要である(32条)*4。

持ち出された貨物は、税関長の指定する期間内に元の保税地域等へ戻し入れる必要がある。

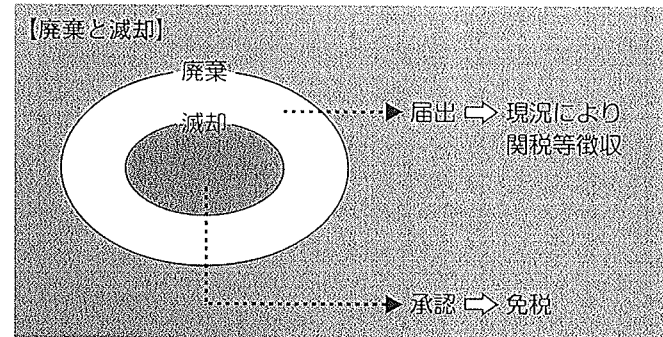
③ 廃棄、減却 指 蔵 ① 展 総 他

(1) 外国貨物の廃棄

保税地域等にある外国貨物を廃棄*5しようとする者は、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない(関税法34条、36条)。廃棄が、次に述べる「減却」以外のものである場合、廃棄後の現況により輸入手続を要する(関税等も徴収される)こととなるため、届出の手続が要求されている。

(2) 外国貨物の減却*6

保税地域等にある外国貨物を減却*6しようとする者は、あらかじめ税関長の承認を受けなければならない。減却について承認を受けた場合は、関税等は免除される(関税法45条1項ただし書)。このため、廃棄の届出は不要とされている(34条ただし書)。



④ 帳簿への記載(記帳義務) 指 蔵 ① 展 総

保税地域において、貨物を管理する者やその保税地域の許可を受けた者には、帳簿を設けて一定の事項を記載する義務が課せられている(34条の2)。

他所蔵置許可場所については、記帳義務がない。

帳簿の記載事項については、細かく規定されているが、次の2点について押さえておくことが大切である。

- ① 保税地域において、外国貨物について搬出入、貨物の取扱い、見本の一時持出し等を行った場合、ほぼ全て記帳義務の対象となる
- ② 廃棄については、記帳は不要

5 貨物の収容



① 貨物の収容とその方法

(1) 貨物の収容

外国貨物は、本来の目的の場所へ移動することを前提に、保税地域にしばらくの間蔵置される。無制限に蔵置することを認めれば、保税地域の利用を妨げる上、関税の徴収が難しくなる。

そこで、税関長は、保税地域の利用についてその障害を除き、又は関税の徴収を確保するため、蔵置期間を経過した外国貨物

*1 発展

税関長は、貨物を収容したときは、直ちにその旨を公告しなければならない（79条3項）。

*2 着眼点

税関が「所有権」を取得するのではないことに注意。

*3 語句

収容課金
貨物の種類、容積又は重量及び収容期間を基準として定める課徴金である（例：収容期間1日につき、容積1m³までごとに130円）。収容課金の計算の基礎となる期間は、貨物を収容した日から起算し、収容の解除の日又は公売若しくは随意契約による売却の日の前日までである（施行令70条の2第1項、3項）。

*4 発展

輸入許可書、輸入許可前引取承認申請書、輸出許可書、積戻し許可書、蔵入承認書等をいう（基本通達83-3）。

について収容することができる（関税法80条1項）*1。

ただし、貨物が生活力を有する動植物であるとき、腐敗し、若しくは変質したとき、腐敗若しくは変質のおそれがあるとき、又は他の外国貨物を害するおそれがあるときは、蔵置期間は、短縮することができるため、蔵置期間を経過していなくても収容される場合がある（79条2項）。

(2) 収容の方法

収容は、税関が貨物を占有*2して行う（80条の2第1項）。

また、収容される貨物の質権者又は留置権者は、その貨物を税関に引き渡さなければならない（80条の2第2項）。質権も留置権も他人の物を占有することができる権利だが、公共の利益のために行われる収容の方が優先するためである。

図 収容の効力

収容の効力は、収容された貨物から生ずる天然の果実に及ぶ（81条1項）。例えば、元物である馬を収容しようとする場合、その馬が産んだ子馬（天然の果実）についても収容することができるということである。

図 収容の解除

収容された貨物であっても、輸入や積戻しの許可等がされて引取が確実である場合には、その貨物の所有者等に返還されるべきである。これを収容の解除という。収容の解除を受けようとする者は、税関長に申請し、収容に要した費用及び収容課金*3を税関に納付して税関長の承認を受けなければならない（83条1項）。

収容の解除の申請を行う際には、収容された貨物の引取が確実であることを証する書類*4を添付することとされている（施行令71条2項）。

税関長は、収容された貨物の引取が確実であると認められるときは、承認をしなければならない（関税法83条2項）。

図 収容貨物の公売等

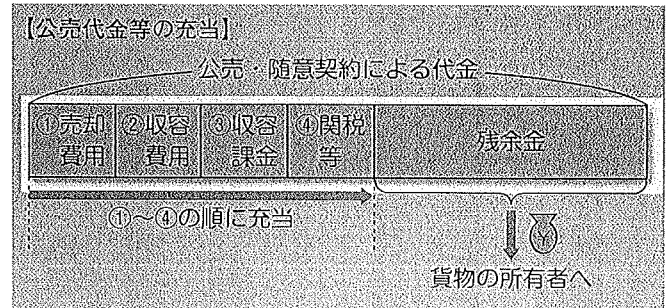
(1) 公売、随意契約

収容の解除がされない場合、収容貨物をいつまでも税関が保管しておくのは、関税の徴収確保の観点から望ましくない。そこで、収容された貨物が最初に収容された日から4月を経過してなお収容されているときは、税関長は、公告した後当該貨物を公売*5に付することができる（関税法84条1項）。

収容貨物が公売に付することができないものであるとき*6、又は公売に付された場合において買受人がないときは、税関長は、特定の買受希望者と契約して売却することができる（随意契約、関税法84条3項）。

(2) 公売代金等の充当

本来、公売又は随意契約による売却代金は、売却の時点における当該貨物の所有者に交付されるべきである。一方で、当該貨物の所有者は関税等を負担すべきであり、また売却までには諸々の費用がかかっている。そこで、収容貨物の売却にあたっては、関税その他の国税を直ちに徴収する（関税法85条1項）。売却代金は、諸費用や関税等に充当*7した上で、なお残金があるときは、売却の際における当該貨物の所有者に交付する。



*5 発展

公売は、一般競争入札により行われる（基本通達84-1）。

*6 発展

「公売に付することができない貨物」とは、麻薬、鉄砲、毒物、劇物その他公売に付しても一般人が買い受けることができない貨物をいう（基本通達84-6）。

*7 発展

売却代金は、
① 売却に要した費用
② 収容に要した費用
③ 収容課金
④ 関税及びその他の
国税
の順に充当する。

1 税率の選択



関税率表に掲げる税率

関税率表に掲げられている4つの税率は、次のものである*1。

① 基本税率

関税定率法別表において、すべての輸入貨物について定められている最も基本的な税率である（定率法3条）。

② 協定税率

本邦と他国との間の関税に関する条約（WTO 協定）により取り決められた税率であり、WTO の加盟国を原産地とする貨物が適用の対象となる*2。特定品目について一定の税率以下の関税しか課さないことを約束（譲許）したものであることから、譲許税率という場合がある。

③ 特惠税率

特惠関税の規定による税率のことである（暫定措置法8条の2）。特惠受益国等を原産地とする特定の貨物についてのみ適用される。

④ 暫定税率

関税暫定措置法別表第1及び第1の3に定められている税率である（2条）。特定の貨物につき、その時々を経済的な要請等を反映して、基本税率を修正したもので、一定期間に限り適用する。よって、常に基本税率に優先して適用される（2参照）。

2 適用順位

基本、協定、特惠、暫定の4つの税率についての適用優先順位は、次のようになる（定率法基本通達3-1）。

- ① 特惠税率が適用可能な場合（特惠受益国等を原産地とする貨物で、原産地証明書等必要な書類が提出されており、特惠関税の適用が停止されていない場合）には、特惠税率が最優先で適用される。

*1 発展

このほかに、輸入貨物について適用される税率は、経済連携協定の税率（EPA 税率）と簡易税率とがある。EPA 税率はそれぞれの締約国を原産地とする場合にのみ適用されるものであり、簡易税率は特殊な場合に適用されるものである。

*2 発展

便益関税（定率法5条）が適用される場合においても、協定税率として定められている税率が適用される。

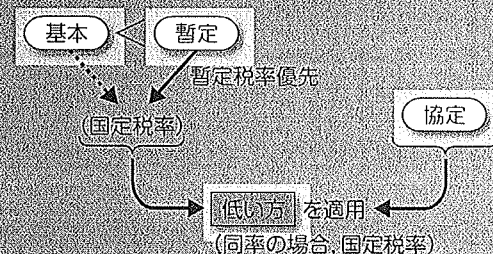
- ② 特惠税率が適用できない場合には、国定税率（基本税率又は暫定税率）と協定税率とを比較して選択する。この際、暫定税率は常に基本税率に優先するので、暫定税率が存在するときは暫定税率を、存在しないときは基本税率を国定税率として選択して、協定税率と比較する。この上で、協定税率の方が低い場合に限り、協定税率を適用する*3。

*3 発展

同率の場合には、国定税率が適用される。また、EPA 税率は、②により選択された税率よりも低い場合に限り、適用される。

【税率の適用順位】

- ① 特惠税率が適用可能な場合
→ 特惠税率を適用（最優先）
- ② ①以外の場合



2 簡易税率



入国者の輸入貨物に対する簡易税率

本邦に入国する者（旅行者等）の携帯品又は別送品*1に対する簡易税率である。課税の手続を簡潔にするためのものであり、関税、内国消費税及び地方消費税の率を総合したものとして定められている（定率法3条の2、別表の付表第1）*1。

次に掲げる貨物には適用しない。

- ① 関税の率が無税とされている貨物及び関税が免除される貨物
- ② 関税法第10章（罰則）の犯罪に係る貨物
- ③ 本邦の産業に対する影響等を考慮して別表の付表第1の

*1 発展

入国者が貨物の全部について適用を希望しない旨を税関に申し出たときは、この簡易税率を適用しない。

2 申告価格の計算

(1) 原則

仕入書に外貨建てで CIF 価格が記載されており、限定列挙加算要素や控除費用等がない場合には、仕入書価格に為替レートを乗じたものが申告価格となる。

例：\$ 12,000（仕入書価格），\$ 1 = ¥85（為替レート）の場合
→ \$ 12,000 × 85 = ¥1,020,000（申告価格）

(2) 調整が必要な場合

仕入書価格が CIF 価格以外のものである場合その他限定列挙加算要素の加算等が必要な場合には、調整を行った上で、申告価格を計算する。



まず仕入書価格 (FOB) 及び申告価格 (CIF) の合計額を算出した上で、A から C のすべての貨物が、合計額と同じ割合 (\$ 26,900 / \$ 24,500) で増加すると考えて計算していく手順である。

【申告価格の計算例（価格按分の場合）】^{*2}

① 仕入書価格は、FOB 価格で、

貨物 A = \$ 9,000

貨物 B = \$ 8,000

貨物 C = \$ 7,500

G / W 計 2,000kg とする。

② 為替レートは \$ 1 = ¥80

③ 申告価格は、仕入書に記載された価格に下記の運賃、保険料を加算した額を、本邦通貨へ換算した後の価格とする。本邦到着までの運賃及び保険料は、G / W 1 kg につき 1.20 米ドルが本邦で支払われる。運賃及び保険料の申告価格への振り分けは、**価格按分** とする。



本邦までの運賃及び保険料は、\$ 1.20 × 2,000kgs (G / W) = \$ 2,400 となり、価格按分して加算を行う。

仕入書価格の合計 は、\$ 9,000 + \$ 8,000 + \$ 7,500 = \$ 24,500

申告価格の合計 は、\$ 24,500 + \$ 2,400 = \$ 26,900

貨物 A	\$ 9,000 ×	\$ 26,900 / \$ 24,500	× ¥80
	= ¥790,530.61	→ ¥790,530	(円未満切捨て)
貨物 B	\$ 8,000 ×	\$ 26,900 / \$ 24,500	× ¥80
	= ¥702,693.87	→ ¥702,693	(円未満切捨て)
貨物 C	\$ 7,500 ×	\$ 26,900 / \$ 24,500	× ¥80
	= ¥658,775.51	→ ¥658,775	(円未満切捨て)

3 例題

別紙 1 の仕入書及び下記事項により、「化粧品類」の輸入申告を通関情報処理システム (NACCS) を使用して行う場合について、以下の問いに答えなさい。(平成 19 年第 2 問改題)

- 別紙 2 の輸入申告事項登録画面の品目番号欄 ((a)~(e)) に入力すべき品目番号を、「実行関税率表」(抜すい) を参照して、下の選択肢から選びなさい。
- 別紙 2 の輸入申告事項登録画面の課税価格の右欄 ((f)~(j)) に入力すべき申告価格 (関税定率法第 4 条から第 4 条の 8 まで (課税価格の計算方法) の規定により計算される課税価格に相当する価格) の額を求めなさい^{*3}。

記

- 統計品目番号が同一となるものがある場合は、これらを一欄にまとめる。
- 統計品目番号が異なるものであっても、それぞれの申告価格が 20 万円以下のものについては、これらを一括して一欄にまとめる。

この場合に入力すべき統計品目番号は、これらの品目のうち申告価格が最も大きいものの統計品目番号とし、10 桁目は「X」とする^{*4}。

- 品目番号欄 ((a)~(e)) には、申告価格 (上記 1 によりまとめられたものについては、その合計額) の大きいものから順



^{*3} 輸出の場合とは異なる、輸入独自の作業である。



「記」の 1~3 の記載は、例年同様のもとなっているが、輸入の場合、少額合算については、「税率の最も高いもの」で代表される場合がある。

別紙1

INVOICE

Seller J&J Corp.
65 West 30th Street,
Long Beach, Ca 90220

Invoice No. and Date
JJ-19417 Sep. 6th, 2013
Reference No. JJ-0906

Buyer		Country of Origin	U.S.A	
Shibuya Trading Co., Ltd.		L/C No.	Date	
3-1, Kasumigaseki 1-chome		JJ-31156	Sep. 3rd, 2013	
Chiyoda-ku, Tokyo, Japan				
Vessel	On or about	Issuing Bank Zaimu Bank		
Ocean Maru	Sep. 10 th , 2013			
From	Via			
Long Beach				
To	Date	Other Payment Terms		
Tokyo, Japan	Sep. 30 th , 2013			
Marks and Nos.	Description of Goods	Quantity	Unit Price	Amount
		(DZ)	(per DZ)	(US\$)
	Cosmetic or Toilet Preparations			
STC	Toilet powders 50 g/pc	85	360.00	30,600.00
	Shampoos 40 ml/pc	5	254.00	1,270.00
ST-55515	Foundation creams 220 g/pc	60	240.00	14,400.00
Tokyo				
Made in U.S.A.	After-shave preparations-150 ml/pc	65	216.00	14,040.00
	Dentifrices 150 g/pc	54	28.00	1,512.00
	Hair creams 150 g/pc	50	220.00	11,000.00
	Pomade 120 g/pc	16	96.00	1,536.00
Total : 100 cartons	Total	FOB US\$ 74,358.00		
N/W : 1,080 kgs.				
G/W : 2,800 kgs.		J&J Corp.		
(Signature)				

に輸入されるものとし、上記2により一括して一欄にまとめるものについては、最後の欄に輸入されるものとする。

4 課税価格の右欄 ((f)~(j)) には、別紙1の仕入書に記載された価格に、下記6の運賃、保険料及び手数料のうち、申告価格に加算すべきものを加算した額を本邦通貨へ換算した後の申告価格を記載することとする*⁵。なお、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

5 別紙1の仕入書に記載されている米ドル建価格の本邦通貨への換算は、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。

6 本邦到着までの運賃及び保険料は、G / W 1 kg につき 2.10米ドルが本邦で支払われる*⁶。

また、輸入者は輸入業務の経験が浅いため、通関手続について本邦の商社に協力を求め、その手数料*⁷として、仕入書価格の0.5%を当該本邦の商社に支払うことになっている。

7 上記6の運賃及び保険料の申告価格への振り分けは価格按分とし、上記2により一覧にまとめる場合には、合算した後の仕入書価格により按分する。

8 申告年月日は、平成25年10月5日とする。

① 3305900102	② 3305100002	③ 330620000X
④ 3307490001	⑤ 330610000X	⑥ 3304910103
⑦ 330590010X	⑧ 3306100000	⑨ 3307100005
⑩ 3306900004	⑪ 3305900905	⑫ 3304990113
⑬ 3304990905	⑭ 3306200004	⑮ 330510000X

*5 着眼点
「記」の6の記載から、加算すべき費用を判断する。

*6 着眼点
仕入書からG / Wを読み取り、合計額を加算する必要がある。

*7 着眼点
輸入港到着後の費用であることに注目して、加算要素となるかを判断する。

別紙2

輸入申告事項登録		入力特定番号	
共通部	繰返部		
大領/少領 ☐ L 通関種別 ☐ C 申告官署 ☐ 提出先 ☐ 申告予定年月日 ☐ 20131005		申告番号 ☐	
輸入者 ☐ 99999 ☐ SHIBUYA TRADING CO., LTD			
住所 ☐ TOKYO TO CHIYODA KU KASUMIGASEKI 1CHOME 3-1			
電話 ☐			
申告予定者 ☐			
保税地域 ☐		一括申告 ☐	
B/L 番号 (1) ☐ (2) ☐ (3) ☐			
4) ☐ (5) ☐			
貨物個数 ☐ 100 ☐ CT 貨物重量(グロス) ☐ 2800 ☐ KGM			
貨物容積 ☐ 貨物重量(ネット) ☐ 1080 ☐ KGM			
貨物の記号等 ☐ AS PER ATTACHED SHEET			
積載船(機)名 ☐ OCEAN MARU		入港年月日 ☐ 20130930	
船(取)卸港 ☐ JPTYO		船(機)積符号 ☐	
積出地 ☐ USLGB		貿易形態別符号 ☐	
インボイス番号 ☐ A ☐ JJ-19417		インボイス年月日 ☐ 20130906	
インボイス価格 ☐ A ☐ FOB ☐ USD ☐ 74358		運賃 ☐ ☐ ☐	

輸入申告事項登録 (輸入申告)	
共通部	繰返部
<01欄> 品目番号 ☐ (a) 品名 ☐ 原産地 ☐ US ☐ R	
数量1 ☐ 数量2 ☐ 輸入令別表 ☐ 数量種別等 ☐	
BPR係数 ☐ 運賃按分 ☐ 課税価格 ☐ (f)	
関税減免税コード ☐ 関税減税額 ☐	
内消費税等種別 減免税コード 内消費税額 内消費税等種別 減免税コード 内消費税額	
1 ☐ 2 ☐	
3 ☐ 4 ☐	
5 ☐ 6 ☐	

<02欄> 品目番号 ☐ (b) 品名 ☐ 原産地 ☐ US ☐ R	
数量1 ☐ 数量2 ☐ 輸入令別表 ☐ 数量種別等 ☐	
BPR係数 ☐ 運賃按分 ☐ 課税価格 ☐ (g)	
関税減免税コード ☐ 関税減税額 ☐	
内消費税等種別 減免税コード 内消費税額 内消費税等種別 減免税コード 内消費税額	
1 ☐ 2 ☐	
3 ☐ 4 ☐	
5 ☐ 6 ☐	

<03欄> 品目番号 ☐ (c) 品名 ☐ 原産地 ☐ US ☐ R	
数量1 ☐ 数量2 ☐ 輸入令別表 ☐ 数量種別等 ☐	
BPR係数 ☐ 運賃按分 ☐ 課税価格 ☐ (h)	
関税減免税コード ☐ 関税減税額 ☐	
内消費税等種別 減免税コード 内消費税額 内消費税等種別 減免税コード 内消費税額	
1 ☐ 2 ☐	
3 ☐ 4 ☐	
5 ☐ 6 ☐	

<04欄> 品目番号 ☐ (d) 品名 ☐ 原産地 ☐ US ☐ R	
数量1 ☐ 数量2 ☐ 輸入令別表 ☐ 数量種別等 ☐	
BPR係数 ☐ 運賃按分 ☐ 課税価格 ☐ (i)	
関税減免税コード ☐ 関税減税額 ☐	
内消費税等種別 減免税コード 内消費税額 内消費税等種別 減免税コード 内消費税額	
1 ☐ 2 ☐	
3 ☐ 4 ☐	
5 ☐ 6 ☐	

<05欄> 品目番号 ☐ (e) 品名 ☐ 原産地 ☐ US ☐ R	
数量1 ☐ 数量2 ☐ 輸入令別表 ☐ 数量種別等 ☐	
BPR係数 ☐ 運賃按分 ☐ 課税価格 ☐ (j)	
関税減免税コード ☐ 関税減税額 ☐	
内消費税等種別 減免税コード 内消費税額 内消費税等種別 減免税コード 内消費税額	
1 ☐ 2 ☐	
3 ☐ 4 ☐	
5 ☐ 6 ☐	

実行関税率表（抜粋）

番号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
33.03	3303.00	000	2 香水類及びオーデコロン類	5.30%	無税 Free	無税 Free		KG (1.1)	Perfumes and toilet waters
33.04			美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品						Beauty or make-up preparations and preparations for the care of the skin (other than medicaments), including sunscreen or suntan preparations; manicure or pedicure preparations:
	3304.10	000	4 唇のメーキャップ用の調製品	5.80%	無税 Free	無税 Free		KG (1.1)	Lip make-up preparations
	3304.20	000	1 眼のメーキャップ用の調製品	5.80%	無税 Free	無税 Free		KG (1.1)	Eye make-up preparations
	3304.30	000	5 マニキュア用又はペディキュア用の調製品	6.60%	無税 Free	無税 Free		KG (1.1)	Manicure or pedicure preparations
			その他のもの						Other:
	3304.91		パウダー（固形にしたものを含む。）	5.80%	無税 Free	無税 Free			Powders, whether or not compressed:
		010	3 一おしろい					KG (1.1)	—Toilet powders
		090	6 一その他のもの					KG (1.1)	—Other
	3304.99		その他のもの	5.80%	無税 Free	無税 Free			Other:
			一クリームその他油、脂又はろうをもととした調製品						—Creams and other preparations with a basis of oil, fat or wax:
		011	3 一一化粧下					KG (1.1)	一一Foundation creams
		012	4 一一乳液					KG (1.1)	一一In liquid form
		019	4 一一その他のもの					KG (1.1)	一一Other
		090	5 一その他のもの					KG (1.1)	一Other
33.05			頭髪用の調製品						Preparations for use on the hair:
	3305.10	000	2 シャンプー	5.80%	無税 Free	無税 Free		KG (1.1)	Shampoos
	3305.20	000	6 パーマネント用の調製品	5.80%	無税 Free	無税 Free		KG (1.1)	Preparations for permanent waving or straightening

番号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
	3305.30	000	3 ヘアラッカー	5.80%	無税 Free	無税 Free		KG (1.1)	Hair lacquers
	3305.90		その他のもの	5.80%	無税 Free	無税 Free			Other
		010	2 一香髪油、クリーム、pomadeその他油、脂又はろうをもととした調製品					KG (1.1)	—Perfumed hair oil, cream, pomade and other preparations with a basis of oil, fat or wax
		090	5 一その他のもの					KG (1.1)	—Other
33.06			口腔衛生用の調製品（義歯固定用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）						preparations for oral or dental hygiene, including denture fixative pastes and powders; yarn used to clean between the teeth (dental floss), in individual retail packages:
	3306.10	000	0 歯磨き	無税 Free	(無税) (Free)			KG (1.1)	Dentifrices
	3306.20	000	4 歯間清掃用の糸（デンタルフロス）	4.00%	2.70%	無税 Free		KG	Yarn used to clean between the teeth (dental floss)
	3306.90	000	4 その他のもの	5.80%	無税 Free	無税 Free		KG (1.1)	Other
33.07			ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有する有しないかを問わない。）						Pre-shave, shaving or after-shave preparations, personal deodorants, bath preparations, depilatories and other perfumery, cosmetic or toilet preparations, not elsewhere specified or included; prepared room deodorisers, whether or not perfumed or having disinfectant properties.
	3307.10	000	5 ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品	6.70%	4.80%	無税 Free		KG (1.1)	Pre-shave, shaving or after-shave preparations
	3307.20	000	2 身体用の防臭剤及び汗止め	5.80%	3.90%	無税 Free		KG (1.1)	Personal deodorants and antiperspirants
	3307.30	000	6 芳香を付けた浴用塩その他の浴用の調製品	5.80%	3.90%	無税 Free		KG (1.1)	Perfumed bath salts and other bath preparations
			室内に芳香をつけるため又は室内防臭用の調製品（宗教的儀式用の香気性の調製品を含む。）						Preparations for perfuming or deodorizing rooms, including odoriferous preparations used during religious rites:
	3307.41	000	2 アガバティその他の香気性の調製品で燃焼させて使用するもの	6.60%	5.40%	無税 Free		KG (1.1)	"Agarbatti" and other odoriferous preparations which operate by burning
	3307.49	000	1 その他のもの	4.60%	3.90%	無税 Free		KG (1.1)	Other
	3307.90		その他のもの						Other:

別紙3

実勢外国為替相場の週間平均値

(1米ドルに対する円相場)

期	間	週間平均値
平成25. 9.15	～ 平成25. 9.21	¥80.50
平成25. 9.22	～ 平成25. 9.28	¥79.00
平成25. 9.29	～ 平成25.10. 5	¥82.50
平成25.10. 6	～ 平成25.10.12	¥81.00

〔例題解説〕

(1) 為替レート

為替レートは、輸入申告の日（10月5日）の属する週の前々週の週間平均値となる（定率法4条の7第1項、2項、施行規則1条）。よって、9.15～9.21までの週間平均値として、\$1 = ¥80.50となる。

(2) 品目番号

品目番号の決定については、輸出の場合と同様、同一の水準にあるもののみを比較する^{*8}ことに留意しつつ、インボイス上の品名と関税率表の「DESCRIPTION」及び「品名」欄を照合していく。この際、問題文本文（記）の規定を読み落とさないように、特に注意する必要がある。仕入書上の貨物には記載がないが、便宜上(1)～(7)までの番号を付する。



輸出の場合と同様に、(1)～(7)について一度に「頂」を確定していくとよい。



(1)と(3)については、品名が理解しづらいが、33.04（又は33.07）である可能性が高いといえるので、これを前提として1段落ち以下を検討していくとよい。

(1) Toilet powders（おしろい^{*9}） 3304.91-010.3

「美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品」

→33.04項

～1段落ちレベル～

- × 唇のメーキャップ用の調製品
- × 眼のメーキャップ用の調製品
- × マニキュア用又はペディキュア用の調製品

○ その他のもの

～2段落ちレベル～

○ パウダー（固形にしたものを含む。）